

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部輸入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (3)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【国土交通省】 (2)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」旨を閣議決定した。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第9次地方分権一括法律案)」について第198回国会に提出、令和元年5月31日に成立した。令和2年4月1日に施行した。	【国土交通省】国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について(通知)(令和元年11月1日付け)国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_5">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_5</a>	国土交通省不動産・建設経済局建設業課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (15)駐車場法(昭32法106) 道路のまわりから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。	—	—	【国土交通省】駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第354号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_10">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_10</a>	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に对象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (i)小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	—	—	【厚生労働省】安定的な事業の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_14">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_14</a>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平成12年) (iii) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護事業の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス)に限る。)が同一の事業所において一括して運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【厚生労働省】指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAIにおけるサービス提供責任者の業務について(平成30年3月30日付け)厚生労働省老健局振興課事務連絡	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_15">https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_15</a>	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (20) 児童扶養手当法(昭36法238) (i) 児童扶養手当に係る受給資格喪失の届出については、交際相手との同居等を理由に転出し、転出と同時に事実夫婦關係となった場合で、児童扶養手当受給者より届出のあった事実夫婦關係の発生日と当該者による住民基本台帳上の転出日及び転入日が同日であった場合、施行規則11条の規定に基づき、転出元の地方公共団体で資格喪失届を受取し、転出先の地方公共団体への異動等の確認をもって、転出元の地方公共団体による資格喪失手続ができることについて、地方公共団体に平成30年中に通知する。	—	—	【厚生労働省】児童扶養手当資格喪失届の取扱いについて(平成30年3月23日付け)事務連絡	—	—
6【内閣府(20)】厚生労働省(32) (1) 国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付ける事務手続については、国民健康保険事務全般における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (i) 国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付ける事務手続については、国民健康保険事務全般における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体による適用実施等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平成30> 6【内閣府(13)】厚生労働省(32)【iii】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (i) 国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付ける事務手続については、国民健康保険事務全般における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体による適用実施等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができる場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け)厚生労働省老健局、保険局通知	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_18">https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_18</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課
6【内閣府(20)】総務省(15)【厚生労働省(32) (i) 予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務別表の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実質の徴収に関する事務別表(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報に追加し、その旨を地方公共団体に周知する。	—	予防接種法に基づく実質の徴収に関する事務について、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の情報連携を可能とした。	【内閣府】[総務省]令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け)府番第182号、総官参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け)厚生労働省健康局健康課事務連絡	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_19">https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_19</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課
6【内閣府】[総務省]【厚生労働省(32) (i) 予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務別表の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実質の徴収に関する事務別表(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報に追加し、その旨を地方公共団体に周知する。	—	予防接種法に基づく実質の徴収に関する事務について、障害者情報を追加し、特定の構造の構築については点検手法を効率化・合理化することができるなど等を示した。	【内閣府】[総務省]令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月24日付け)府番第182号、総官参第61号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参事官通知 【厚生労働省】令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和元年10月25日付け)厚生労働省健康局健康課事務連絡	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_20">https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_20</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省健康局健康課
6【国土交通省】 (12) 道路法(昭97法180) (i) 地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技术について、その開発を促進するうえに、活用可能なものかの確認に際して現地調査への導入を図ることと、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に対する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早急に実施する30年度までの現地導入を目指し、技術認証を進め。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面での支援を行うとともに、実施体面での支援として、地盤・括弧・発掘等の一層の活用促進を行ふ。 ・点検の頻度(施行規則4条の5の5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年度中に専門家の意見を聞き、現地調査を開始し、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することを図り、地方の意見も聞きながら早期に結論を得て、検討を進め。	<平成30> 6【国土交通省】 (13) 道路法(昭27法180) (i) 地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018年度中に定期点検の見直しを行ふ。	点検要領を改正し、特定の構造の構築については点検手法を効率化・合理化することができるなど等を示した。	—	—	国土交通省道路局政策課
6【厚生労働省】 (18) 水道法(昭17) (i) 人口減少による水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化するとともに、水道事業等の認可の手引きを改正するなどの方法により、具体的かつ詳細な手続及び許可基準を地方公共団体等に周知する。	—	水道法に基づき給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化した。	【厚生労働省】水道法施行規則の一部を改正する省令 【厚生労働省】水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月) 【厚生労働省】改正水道法等の施行について(令和元年9月30日付け)薬生水堀第0930第1号厚生労働省医療・生活衛生局水道課長通知	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_22">https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_22</a>	厚生労働省医療・生活衛生局水道課
6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (viii) 自家用有償旅客運送(78条)に係る運行委託先の企業等や個人からの持込み車両の使用については、市町村が主体となる自家用有償旅客運送において使用可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み】(平成29年8月31日付け)国土交通省自動車局長通知 【自家用有償旅客運送に係る運行委託先の旅客自動車運送事業者の事業用車両については、本来の事業の用に供することを妨げない範囲で持ち込むことが可能であること及びその場合の留意点を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【国土交通省】市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日付け)国自旅第333号	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_23">https://www.aoa.go.jp/bunkenshinsuin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_23</a>	
—	—	—	—	—	—

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	事 業 管 理	分 野	提 案 出 來 の 属性	提 案 種 別	關 係 府 省	提 案 方 式	提 案 事 項 重 要 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 施 策 事 例	提 案 中 に お け る 終 了 期 限 (期 間)
H29	25	03.医療・福祉	町	長洲町	厚生労働省	B. 地方に対する規制級和	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	本町でひ、保育者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員は、保育士より就労者が最も多く、確保が困難な状況である。現在は1月毎度一体型として実施しているが、保育士による事業運営を行っていることから、一体的に実施する困難を抱えている。厚生労働省は、放課後子ども教室の職員であるアドバイザーは、職員を目標とする地域や施設の運営に従事するが、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国1万校以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点では調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、354校(所)であり、一体型の実取組みを推進する上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村:62.1%)であることが最も多く挙げられていることからも、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を実現することができると言える。現行では、放課後子供教室の職員配置員数については、地域の事情や活動内容により実施条件が定められるが、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を実現するためには、地域の事情や活動内容により実施条件が定められるが、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者20人未満の場合、1人の放課後児童支援員を除き同一敷地内にある他の事業所等の業務に兼務することとされている。よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は助教員でも可)で安全管理員兼學習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。放課後児童クラブを単独で運営する場合、利用者が30人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は助教員でも可)で配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼學習アドバイザー1人の計2人で実施ができると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	26	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B. 地方に対する規制級和	住宅市街地総合整備事業制度要綱第5第6項第1号イ及び第7項第1号 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号、第5、第6号、第11及び第12第2項第4号	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助金の改修に関する補助条件の緩和	【鳴山市の事例】空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティ維持・再生の用途について、「ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること」(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第1号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html</a>
H29	27	03.医療・福祉	町	長洲町	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制級和	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ○保育所の運営等に関する基準 ○費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年4月23日府字第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)	保育所等における保育士の配置基準の緩和	【鳴山市の事例】保育所の児童の年齢別配置基準について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成23年12月29日厚生省令第61号)によると、「つき書類等の費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年4月23日府字第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)」(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第1号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	28	03.医療・福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B. 地方に対する規制級和	・地域医療介護総合確保基金の運営に関する基準 ・地域における医療及び介護の総合的・確保の促進に関する法律(第41号)【都道府県計画】	地域医療介護総合確保基金の運営に関する基準の緩和	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の運営となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、地域の実情を踏まえた取り組みを実現できていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html</a>
H29	29	07.産業振興	施行動特例市	一宮市	農林水産省	B. 地方に対する規制級和	卸売市場法第2条第2項	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る卸取扱の明確化等に付ける方針を示すことで、地方の特色を生かして市場運営を可能とすること。	【調査の背景】場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化させていただきます。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	30	03.医療・福祉	一般市	中津川市	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制級和	○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	放課後児童クラブの運営に係る法解釈は、子ども、子育て交付金を受けられたり、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日日数は242日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html</a>
H29	31	03.医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制級和	児童福祉法第6条の3第14項に対する規制級和	子育て援助活動支援事業(アマリ・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが預かり上げた施設において預かり可能とすること	【支障事例】一宮市が総合卸売市場は、現在、市民向け一般開放を月1回実施し、今年は20周年を迎えており、市長から好評を得ている。一方で、本年の市場の利用者である買受人減少が続出し、平成10年度に比較して半数以下になってしまい、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。そのうえで、地元が市場に於ける販売活動を主導する大規模市場への競争に敗北しているため、地方卸売市場の取扱いが減少する一方になっている。買受人が増加し市場内活性化するため新たなサービス等の潜在的な買受人のPRを行なう必要があります。また、卸売業者等による恒常的な小売活動は卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	32	02.農業・農地	指定都市	神戸市(共同提案)	農林水産省	B. 地方に対する規制級和	○農業振興地域の整備に関する法律における「軽微な変更」 ○同法施行令第10条	農業用地利用計画の変更における法律に基づく農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)について、都道府県知事との協議・同意や計画の案の総観が必要であり、その後の農地転用手続き等を含め1年以内の期間を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【文部科学省】 (4)児童福祉法(昭22法164) 「放課後子ども総合アドバイス」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生効率化局、厚生効率化局・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省(3)(i)】【文部科学省(2)】 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参考すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参考化し、国の基準を十分参考した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和元年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和元年6月7日法律第26号)	<a href="https://www.east.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_25">https://www.east.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_25</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)上記(3)ほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 「放課後子供教室」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生効率化局・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	--	--	--	--	--
6【厚生労働省】 (3)農林水産法(昭22法164) (1)医療機関における保育士の配置基準(児童福祉施設)設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、見直しの発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。	--	--	--	【厚生労働省】平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(18)】厚生労働省(29) 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法277) (1)農業連携型助成事業(園芸)の保育施設の配置基準(農地連携型助成事業による園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府令第1号)、厚生労働省令第15号3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。	--	--	--	--	--
6【農林水産省】 (4)卸売市場法(昭46法35) 地方卸売市場の運営の仕方について(卸売市場場内小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域毎の実情を踏まえて判断して差し支えないことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。 【摺り書き(平成29年3月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知】	--	--	--	【農林水産省】小売活動等を含めた地方卸売市場の運営のあり方について(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知) <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_29">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_29</a>	農林水産省
6【厚生労働省】 (3)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(平22法164)条の第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。	--	--	--	--	--
6【農林水産省】 (3)農業振興地域整備に関する法律(昭45法58) 農業振興地域整備計画の変更(13条)については、事務手続の迅速化を図るために、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規参入の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の要件に対するために、臨時、機動的に行うことが可能であること。 ・農業振興地域整備計画の案の公告・総覧(11条)については、その期間が「おおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間よりも短い期間を設定することができる。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることを望ましいこと。 ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。	--	--	--	【農林水産省】農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について(平成30年3月30日付け29農振第2589号) <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_32">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_32</a>	農林水産省

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	年 別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省 （団体）	提案 事項 （件名）	提案 方略等	提案事項 （件名）	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案事項における最終的な 審査結果（結果等）	
H29	33	03.医療・福祉	一般市	雲南省	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの規制緩和	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの員員配置基準及び設備基準について、員員数が少數である場合等には、兩事業の指導員又は保育士の兼務及び運営に関する基準 第5条(従業者の員員数) 第10条(設備基準)	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける員員配置基準及び設備基準について、員員数が少數である場合等には、兩事業の指導員又は保育士の兼務及び運営に関する基準 第5条(従業者の員員数) 第10条(設備基準)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html	
H29	34	03.医療・福祉	一般市	雲南省	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福利法第21条の5の18第3項	サテライト事業所における業務可能な員員等の明示、必要な制度の見直し	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南省付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行はれていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html	
H29	35	12.その他	中核市	松山市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査査査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定)	国勢調査査査区の利用が可能な基幹統計調査で、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写による調査区の確認をしている。	現在、国勢調査査査区の利用が可能な基幹統計調査で、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要図及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写による調査区の確認をしている。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町のよな人等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できよう。○ 本体事業所との連携により、サテライト事業所において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあつた運営が可能となるよう、兼容可能な員員等の明示または、○ 本体事業所とサテライト事業所の員員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html
H29	36	03.医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第7条、第8条、第9条、第29条、第30条	幼保連携型以外の認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市のみの運営	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市のみの運営	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全園型は、市町村による施設型給付の対象であるため、認定に関する事務は市町村が行つており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一括的に行う方が効率的であるといふ提案を行った。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html
H29	37	12.その他	村	鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、草川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、河口湖町、丹波山村	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づくと、本村は、期日前投票所が開く所であるため、同投票所を開く時刻は繰り下げる事しかできないことにより、投票時間帯を短縮することができない。現在、仕事に就かれている方等は特に立会人を敬遠されることも多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務めもらっているが、1日11時間半の立会の負担が重いことから、その過半で苦慮することもあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html
H29	38	03.医療・福祉	一般市	須坂市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○厚生福社法第45条第2項	待機児童発生時における保育所の居室面積の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準化されている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても、一時的に適用できるよう各令の改正を求める。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや、待機児童の増加により、3歳未満児の受け入れが増加している。当市では待機児童に対する保育施設の施設整備を完了したが、新規保育園においても床面積や保育士の不足により、所の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他の市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の特例(児童福祉法に基づく指定道府支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業員が兼務可能であること、設備を共用することができるること等を、地方公共団体及び事業者に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)児童発達支援(6条の2の2第2項)については、利用児童が少すである地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の児童福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省】 (1)統計法(平19法53) 国勢調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見収集を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (1)国勢調査(5条2項)の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に2019年中に周知する。	国勢調査の調査世帯一覧について、複写が可能となるよう事務取扱要領を改正し、その旨を周知した。	【総務省】国勢調査の調査世帯一覧の閲覧に関する事務取扱要領について(令和元年12月17日付け)統勢第159号総務省統計局統計調査部長通知 【総務省】国勢調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(最終改正:令和元年12月17日) <a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_35">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_35</a>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_35">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_35</a>	総務省統計局統計調査部国勢統計課
5【内閣府(1)】文部科学省(1)【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限について、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園の認定及び認定申請(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定認定の届出(3条6項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定認定の届出(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定認定しない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園の認定認定の届出(3条10項) ・幼保連携型認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定認定の届出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定認定の届出(7条) ・幼保連携型認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園の認定の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の取扱い等(30条) 5【内閣府(2)】文部科学省(2)【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項等) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項等)	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)児童所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める命令(平23厚生労働省令112))については、市町村(特別区を含む、以下この事項において同じ)が保育の受け皿整備のための土地確保策を行ってしなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地保要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行による厚生労働省閣議令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。	—	—	—	—	—
6【内閣府(18)】厚生労働省(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案田舎 の属性	提案田舎 の属性 (固体)	関係府省 (固体)	提案 区分	概説法等	提案事項 重点事	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 競争結果(結果)
		03.医療・ 福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	A.権限 移譲	生物及び製作物取締法 第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	原体製作物業者及び原体 輸入業者登録等による 事務権限の移譲	生物及び製作物取締法及び同施行令に基づく、原体の 製造を行なう製作物業者及び原体の輸入を行なう輸入業者の 登録等による事務権限を都道府県に移譲すること。	毒物及び製作物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業者や輸入業者に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は 都道府県知事に区分されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	39									【所管事務】 ○厚生労働省 ※法第4条第1項 ・原体の製造を行なう製作物業者 ・原体の輸入を行なう輸入業者 ○都道府県知事 ※施行令第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製作物業者 ・製剤の輸入のみを行なう輸入業者	
										一方で、厚生労働大臣が管轄している事務については、都道府県が申請書受け付、現地調査をすらしに、登録可否に係る原申を地方厚生局に行っている。 このため、都道府県は知事が登録する事務と処理期間(1か月)程度多く要している。 また、これまでに各申請に対する登録可否について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものと想る。	
H29	40	06.環境・ 衛生	都道府県	栃木県	環境省	B.地方 に対する 規制緩和	土壤汚染対策法第4条第1項	土壤汚染のおそれがない 土地の改变などによる 人への健康への影響を 考慮する上で影響を及ぼすことのない行為は届出 不要とする。	同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更を上手くする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同項の規定に基づく届出は、農業を営むために通常行われている行為、「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。 一方、例えば、保安林内で行われる治山工事などは人が踏み込まない山間部の奥地であるため、そもそも土壤汚染のおそれがあるかどうかを考慮する必要がある。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壤汚染対策法施行前に土地取引等にに基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考えるが、工場の建設等による土地の変更にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	41	03.医療・ 福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和	公費負担医療費に係る自己負担限度額について について(昭和48年10月30日 保健第42号・厚生第26号 各都道府県知事あて厚生省保健 局長・社会保険廳・医療保 障局長通知)	特例的な自己負担上 限額の算定式の廃止	公費負担医療費に係る自己負担限度額について については、通知に基づき、所得に問わらず一律の限度額(80,100円+〔医療費-267,000円〕×1%)が適用されている。 なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	42	08.消防・ 防災・安全	知事会	九州地方知事 会	内閣府、總 務省	B.地方 に対する 規制緩和	火災対策基本法(昭和36年法 律第223号)第74条	大規模災害時にあって、既成を越えた迅速かつ 的確な応援の実現を図るために、災害対策基本法第 七十四条による派遣員の派遣要請を受けた都道府 県は、区域内市町村に対応支援を求めることが可能 旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、平成29年熊本地震において、災害対策本部を九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の協力で受け、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の協定に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行なう法的スキームが確立されていない状況。 こうした件組は、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	43	06.環境・ 衛生	知事会	九州地方知事 会	環境省	B.地方 に対する 規制緩和	環境全施設整備費補助金交付 要綱(平成9年7月4日環自 第208号、環境規第241号)	動物収容・医療対策施 設の整備に係る補助金 交付対象の追加	環境全施設整備費補助金のうち、動物収容・医療対 策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町 村の共同設置による整備事業を新たに追加することを 求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、大分県と大分市(中核市)が共同して動物収容・医療対策施設を整備している。 【計画的要綱】 事業費負担大県、大都市が各1/2を負担 ・平成28年度 施設収容・運営、測定 ・平成29年度 地質調査、設計、建設 ・平成30年度 建設、供用開始	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html</a>
H29	44	12.その他	知事会	九州地方知事 会	総務省	B.地方 に対する 規制緩和	情報通信基盤整備推進補助 金交付要綱	情報通信基盤の整備に 係る補助対象要件の緩 和	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、 自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを 求める。	【支障事例】 情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に要する経費に限られ、維持管理に当たっての自然災害等による修繕費等は対象外となっていた。 一方で、このため、施設に置いていた区分所有ではなく1/2ずつの共有する計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的」に区分されている必要があり、不明確な場合は一方の自治体しか補助を受けることのないとの指摘を受けていた。 現行規則に於り、県のみが補助を受けることとなるが、市の負担金をその他の収入として事業費全額を控除する場合が大幅に削減されることとなる。 獣医師の補助等が課題となる中で、地方の創意工夫によりコスト低減を図る共同設置を出したにも関わらず、単独設置と比べて不利益を被りやすい状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html</a>
H29	45	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事 会	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和	地域医療介護総合確保基盤 法による医療介護及び介護の 総合的な確保の促進に関する 法律第4条の「都道府県計画」	地域医療介護総合確保基盤の「介護予防の推進」 の指導養育成による事業の対象となる専門職に 寄り添う事業等による事業の対象の要件緩和	地域医療介護総合確保基盤の「介護予防の推進」 の指導養育成による事業の対象の要件緩和	【支障事例】 都該基準が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基 金の交付等による事業については、個別のカマジメント支援が重要であるから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士や歯科衛生士なども参加しておらず、地域問題への解決にはこれらの人材が資本者が必要不可欠である。 しかし、介護予防の推進に資する指導養育成による事業の対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。 今後、ますます高齢者が増えしていく状況に鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html</a>
H29	46	02.農業・ 農地	知事会	九州地方知事 会	農林水産省	B.地方 に対する 規制緩和	農地法第5条、附則第2項第3 号	4ha超の農地転用等に係る大臣 協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。 具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けなど、手続きの簡素化を求める。	【現状】 鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html</a>
H29	47	03.医療・ 福祉	知事会	九州地方知事 会	厚生労働省	B.地方 に対する 規制緩和	肝炎治療特別促進事業実施 要綱(平成20年3月31日 健疾発 第0331001号 厚生労働省健 康局長通知)	肝炎治療特別促進事業 における核酸アノガ製剤治療 の認定の有効期間に係る有 効期間の延長	肝炎治療特別促進事業における核酸アノガ製剤治療 の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者 のほとんどが更新手続きを行っている状況にあること から、認定の有効期間を延長することを求める。	【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の農地取得のため、国との協議についても事実上絶縁化している。 ○公害性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると想される。 【支障事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アノガ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に申請を行うことができるが、核酸アノガ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。 そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならず、受給者にとって負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyoyasan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【厚生労働省】 (2) 物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の移譲・開拓法に関する国の権利等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・物及び劇物の原体の製造(小分けを除く、以下同)を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者に係る登録(4条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ輸入業者又は輸入者による帶物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の立入検査等(17条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の登録・取扱等(17条4項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の登録の届出に係る登録の期日及び場所の公示(20条2項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)	—	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業者の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け薬生業審第1017第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け薬生業審第1017第7号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_39">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_39</a>	
6【環境省】 (4) 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保林林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明かで、一定の条件下で届出時点において汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めるについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【環境省】 (9) 土壌汚染対策法(平14 法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)について、汚染のおそれがある土地に係る届出に際しては、該届出の対象外とした。また、土壌の汚染のおそれなく、調査命令を発出しないと都道府県知事等が判断した区域については、土壌の形質の変更予定期日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化し、都道府県等に周知した。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に際し、都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更については、該届出の対象外とした。 また、土壌の汚染のおそれなく、調査命令を発出しないと都道府県知事等が判断した区域については、土壌の形質の変更予定期日以前に形質変更に着手しても差し支えないことを明確化し、都道府県等に周知した。	【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成31年環境省令第3号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_40">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_40</a>	環境省水・大気環境局 土壌環境課
6【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) (1) 公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【内閣府(2)】【總務省(11)】 災害対策本部(昭26法223) (1) 都道府県と区域内の市町村(特別区)を含む。以下の事項において同じ。)の一体化の応援については、災害発生都道府県知事から応援を求める都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	都道府県と区域内の市町村の一体化の応援について、災害発生都道府県知事から応援を求める都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化し、地方公共団体に周知した。	【内閣府】【總務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正について(平成30年6月27日付け政府令第812号消防災第118号総行公第82号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_42">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_42</a>	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (2) 農地法(昭27法229) 4haを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議(附則2項)については、手続の簡素化を図るため、平成29年度中に「農地法関係事務処理要領」(平21農林水産省経営局、農村振興局)を改正し、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可(4条及び5条)を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料等の提出を不要とする。	—	—	【農林水産省】「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(平成30年3月30日付け29農振第2991号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_46">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_46</a>	
6【厚生労働省】 (37) 肝炎治療特別促進事業 該費アノログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 また、該費アノログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無について、肝炎治療報酬会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (37) 肝炎治療特別促進事業該費アノログ製剤の認定の更新手続について、診断書又は検査内容がかかる資料を提出し認定された者が、当該資料が認定の2年目までの更新手続において、当該資料を複数枚提出する場合に、当該資料を省略した場合には、認定協議会に意見を求めることを省略することを可能とする。 【措置済み】(平成30年3月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室通知)	—	【厚生労働省】肝炎医療費助成におけるマイナンバーの活用	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_47">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_47</a>	

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野 の属性	提案団体 の属性	関係府省 会	提案 区分	掲載法等	提案事項 の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 審査結果(結果等)
H29	48	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	A.権限 移譲	毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	原体(製造・輸入)する毒物製造物(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】 ・毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物製造物(輸入)業に係る登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 ・原体の製造(輸入)する毒物製造物(輸入)業者(厚生労働大臣) ・原体の製造(輸入)する毒物製造物(輸入)業者(都道府県知事) ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 ・なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る申耐を地方厚生局に行っている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	49	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	A.権限 移譲	介護保険法§115の32、§115の33、§115の34	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的の運用が可能となるよう中核市への届出する制度に改めることを求める。	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。 ・なお、これまでの届出分(登録可否等)について、福岡県の申込内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	50	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	A.権限 移譲	特別児童扶養手当認定事務等の権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・厚生労働省保健医療・福祉部企画課手当係事務連絡)	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む)への監査指揮は事務連絡において道府県が行うこととされている。 熊本県では、認定事務を行っている区役所に対する監査指揮が異なるため、受給者によって分かれにくく、手続きが煩雑になっている。 また、道府県の場合は、実際の認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであるから、同様に、指定都市においても、区役所に対する監査指揮が行なわれる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	51	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会 厚生労働省	A.権限 移譲	特別児童扶養手当認定事務等の権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・厚生労働省保健医療・福祉部企画課手当係事務連絡)	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求は事務連絡において道府県が行うこととされている。 特別児童扶養手当認定事務等の権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・厚生労働省保健医療・福祉部企画課手当係事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	52	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会 総務省、厚生労働省	A.権限 移譲	生活保護法第64条、65条	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 道府県内の審査厅は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内の処理が困難な状況。) また、指定都市の処分に対する審査が道府県であることは、指定都市の受給者によって分かれにくく、所得税額を基準とする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	53	12.その他	知事会	九州地方知事会 内閣府、総務省、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	・行政手段における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第7号)第19条、 ・母子保健法(昭和22年法律第14条)第20条、第45条の2 ・未就学児養育費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省令第26号)第26条 厚生労働省令第26号第3号厚生労働省次官訓令	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し・母子保健法第十二条による養育医療の給付	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基準とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	54	12.その他	知事会	九州地方知事会 内閣府、総務省、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	・行政手段における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第7号)第19条、 ・児童福祉法(昭和22年法律第16号)第20条、第56条、 ・未就学児養育費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省令第26号)第26条 厚生労働省令第26号第3号厚生労働省次官訓令	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し・児童福祉法第二十条による療育の給付	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基準とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	55	12.その他	知事会	九州地方知事会 内閣府、総務省、厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	・行政手段における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第7号)第19条、 ・児童福祉法による児童入所施設措置等の国庫負担について(平成11年4月1日厚生省発令第1号)第2条、第56条、 ・児童福祉法による児童入所施設措置等の国庫負担について(平成18年1月18日厚生労働省令第1218002号厚生労働省次官訓令)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し・児童入所施設措置及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基準とすることとされている。 ①地方税法による施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基準とすることとされている。 ②必要な特定期間の算定による所得額を算定する場合、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度といふ性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報入手ができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【厚生労働省】 (2) 物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務のうち、別紙に規定する国の事務等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・物及び劇物の原体の製造(小分けを除く、以下同)を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者に係る登録(4条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者による帶物取扱販賣業者の届出(7条3項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の立入検査(17条1項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の登録の変更等の届出(17条4項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の登録の変更等の届出(17条4項) ・物及び劇物の原体の製造を行ふ製造業者又は輸入を行ふ輸入業者の登録の変更等の届出(17条4項)	—	毒物及び劇物の原体の製造等の事務・権限について、都道府県に移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録等に係る事務・権限の委譲等について(平成30年10月17日付け薦生業審第1017第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行等について(平成30年10月17日付け薦生業審第1017第2号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_48">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_48</a>	
5【厚生労働省】 (4) 特別健康保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(15条の32から15条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理標準制度(地方自治法)(昭27法252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつと検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	平30> 5【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護老人保健施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(15条の32から15条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理標準制度(地方自治法)(昭27法252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつと検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律新旧对照表 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律に規定する介護保険法一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_49">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_49</a>	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
5【厚生労働省】 (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) 道府県が指定都市の区役所等に掲げる特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(20)】(総務省(15))【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i) 母子保健法(昭40法141)20条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表2の70)については、当該事務を処理するため必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。	—	母子保健法に基づく養育医療の給付に係る費用徴収事務について、事務徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省発1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)未熟児養育医療費等の国庫負担について	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_53">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_53</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
6【内閣府(20)】(総務省(15))【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i) 児童福祉法(昭22法164)20条1項に基づく療育の給付、同法22条1項に基づく助産の実施、同法23条1項に基づく母子保健の実施又は同法33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するため必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。	—	児童福祉法に基づく療育の給付に係る事務等について、徴収基準額の認定の基礎を所得税額から地方税額に改正した。	【厚生労働省】児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和元年10月18日付け厚生労働省発1018第2号厚生労働次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 【厚生労働省】未熟児養育医療費等の国庫負担について(令和元年12月27日付け厚生労働省発1227第1号厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】(改正後全文)未熟児養育医療費等の国庫負担について	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_54">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_54</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
6【内閣府(5)】(総務省(5))【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法23条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)について、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報を提供を受ける各事務を処理することができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨省令(第26内閣府・総務省令)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	—	児童福祉法に基づく児童入所措置を行った場合及び障害児入所措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報を情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	内閣府(II)【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び名前可能な書類等について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務官・総務省大臣官房人事官・総務省大臣官房個人番号企画室長)通知 【厚生労働省】障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所療養費等国庫負担金交付手續の一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働事務官通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び名前可能な書類等について (令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課・障害福祉課・精神・障害保健課事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_55">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_55</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案主体 の属性	関係省	提案 内容	根拠 法規等	提案事項 の重要度	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 審議結果(結果等)
H29	56	12.その他 知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地税法(昭和25年法律第226号)第2条 ・児童福祉法(昭和22年法律第16号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年1月17日障害第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	マイナンバー制度の活用を図るために社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の6によるやむを得ない事由による措置)	(4)児童福祉法第二十一条の6によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎と所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める ①地方税法上の守秘義務を解除した上でこの情報連携の方策について検討を行なう。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第三主務省令第二十一条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	[支障事例] 児童福祉法第二十一条の6によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度といふ性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行なうにも必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	57	12.その他 知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知能障害者福祉法(昭和35年法律第33号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年1月17日障害第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	マイナンバー制度の活用を図るために社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条の四若しくは第二十一条第二項に付する事由によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎と所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。) ①地税法上の守秘義務を解除した上でこの情報連携の方策について検討を行なう。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第三主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	[支障事例] 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知能障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度といふ性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行なうにも必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	58	12.その他 知事会	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第11条、第26条、第27条 ・老健法(昭和29年法律第133号)第11条、第28条 ・老健法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第124001号厚生労働省老健局長通知)	マイナンバー制度の活用を図るために社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 ①地税法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎と所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第三主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	[支障事例] 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度といふ性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行なうにも必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	59	12.その他 指定都市	岡山市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、13条、同法施行令第9条、同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条。 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い、 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	○新申請、既存申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。 ○既存事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の経事業費が採択時の経事業費と比較して、増減ないし、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない新規事業」として取扱うこと(新規事業の追加を除く)。 ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは、早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行なうこと。	○29年度事業を対象とする新規申請及び既存事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末の予定である。その結果、年度途中からの執行になり、事業を計画的に実施できない。特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、経事業費に変更がなくても、「事業費が増額する場合」と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは、早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行なうこと。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	60	09.土木・建築	一般市	福井市、袋井市	B. 地方に対する規制緩和	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	○国の要領や条例制定により、土地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手続の違いにより委託時期にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が複雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【内閣府(5)】[厚生労働省(9)] 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び児童児童入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)について、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報等を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	—	児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	内閣府【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について (令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省大臣官房参考官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の準備書類の取扱いについての一部改正について(令和元年5月31日付け厚生労働省令会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について (令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_56">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_56</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【内閣府(7)】[厚生労働省(12)] 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者福祉法に基づく障害者福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報等を提供することができるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	—	身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条1項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	内閣府【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について (令和2年10月2日付け府省令第211号、総務省第99号通知) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づいた措置(障害児通所支援)を行った場合の準備書類の取扱いについて(令和元年5月31日付け障害者支援施設の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一部改正) 【厚生労働省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について (令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_57">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_57</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【内閣府(11)】[総務省(19)] 厚生労働省(19) 知的障害者福祉法(昭35法67)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報等を提供することができるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	—	知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収について、地方税関係情報等を提供することができるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	内閣府【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について (令和2年10月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_57">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_57</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【内閣府(13)】[総務省(19)] 厚生労働省(21) 老人福祉法(昭25法296)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報等を提供することができるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	—	老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報等を提供することができるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	内閣府【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について (令和2年10月6日付け厚生労働省老健局介護保険課、高齢者支援課、認知症対策課、高齢者支援課、認知症対策課、地域介護推進課、老人保健課)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_58">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_58</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省老健局介護保険課 高齢者支援課、認知症対策課、高齢者支援課、認知症対策課、地域介護推進課、老人保健課
6【内閣府】 (2) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金について、以下の措置を講ずる。 (1) 新規事業及び既存事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (i) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【総務省(3)】[国土交通省(1)] 地方自治法(昭22法67)及び公営住宅法(昭26法193) (i) 地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づいて設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収支状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に委託することが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ii) 独自住宅の建設等については、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(平3法90)の規定の適用を受けない「公営住宅等建設事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法38条)の考え方と踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【総務省】指定管理委制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知) (平成11年4月30日付け総務省行政局市町村課行政経営支援室長) 【国土交通省】指定管理委制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせができる業務について(通知) (平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】指定管理委制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせができる業務について(通知) (平成30年3月30日付け国土交通省住宅局市町村課行政経営支援室長) 【国土交通省】指定管理委制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせができる業務について(通知) (平成30年3月30日付け国土交通省住宅局市町村課行政経営支援室長) 【国土交通省】指定管理委制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせができる業務について(通知) (平成30年3月30日付け国土交通省住宅局市町村課行政経営支援室長) 【国土交通省】指定管理委制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせができる業務について(通知) (平成30年3月30日付け国土交通省住宅局市町村課行政経営支援室長)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_60">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_60</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府県	提案 団体 の属性	提案事項 の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な施策事例	提案中における既終的な 実戦結果(結果)	
H29	61	12.その他	都道府県 愛知県	統括省	B. 地方 に対する 規制緩和	PFI事業者による施設の用 途変更が確定している 行政財産(土地)に係る 民間資金等の活用による公 施設等の整備等の促進に関する 法律(PFI法)	PFI事業契約が締結され、特許、公私又は公用に供さ れないことが確定している行政財産(土地)について、 民間資金等の活用による公施 設等の整備等の促進等に関する 法律(PFI法)	本県では、運転免許試験場の建設整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方官公法第238条の4第1項の規定により、行政財産につ いては売払いができないことから、施設の建設終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	
H29	62	12.その他	都道府県 愛知県	内閣府、総 務省	B. 地方 に対する 規制緩和	公共施設等運営権(コン セッション)事業者に対する 規制緩和利用許可権限 の付与	公共施設等運営権(コン セッション)事業者に対する 規制緩和利用許可権限の付与 の実施による公施設に公共施設等運 営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者 制度を重視適用して、コンセッション事業者への施 設利用許可を行えるようにすること。	本県では、新設する国際展示場の施設利用に許可を要する公の施設、行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方官公法による指定管理者の指定(指定管 理者選定の権限)と、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の手續が生じている。	—	
H29	63	02.農業・ 農地	都道府県 愛知県	農林水産省 移譲	A. 僅限 移譲	合規法第48条 第3項 ・規制算及び会計令第140条 第3項	農地集積・集約化等対 策費の支拂いの手続等に 係る法律の手続等に 関する事務の委任 府道県知事への委任	農地集積・集約化等対 策費の支拂いの手続等に 係る法律の手続等に 関する事務の委任 府道県知事への委任	本県は実施している農林水産省の農地整備関係の取扱い事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て即時化に委任されている。 農地集積・集約化等対策費については、委任がなされているため、県・東海農政局が直接やり取りをするが、練習事務を進めにあたって当該事務のみ別途東海農政局に申請を行っている。 他の補助金と同様の手續と手続きに混ざり、申請が東海農政局と東海農政局に分かれなど、事務処理期間にもタイムラグが生じて いる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	64	08.防衛・ 防災・安全	都道府県 愛知県	内閣府、国 土交通省	B. 地方 に対する 規制緩和	津波浸水想定区域に ある要救助者利用施設の 高台移転の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないもので、現 在居住者不在で要救助者利用施設が高台で存在 する場合、居住者等など当該施設の施設を踏まえ、集 團移転促進の特例の対象とするよう、国庫補助の要 件緩和を求める。	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がない場所に高台者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現在居住しており、改修で移転対象である住戸数(1戸を下らない範囲内に国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急 事業などの国庫補助を活用でき、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要救助者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実施に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	—	
H29	65	05.教育・ 文化	都道府県 愛知県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩和	高等学校等就学支援金の支 給に関する法律第3条第2項第2 号、 ・高等学校等就学支援金の支 給に関する法律第7条第2号、 ・高等学校等就学支援金の支 給に関する法律第3条第2項、 第3条第2項 ・同規則第1条	高等学校等就学支援金に 係る支給期間の要件 緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36 月(定期制等の場合は48月)とされていることから、やむ を得ない理由等により対象者が留年した場合は、制 度改正により支給期間を延長することができるよう、要件 緩和をすること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定期制・通学制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間学等・通信制学科に在籍する場合は最大で48 月)ことから、3年(定期制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 制度改正により支給期間を延長することができるよう、要件 緩和をすること。 平成28年度まで、平成26年度の制度開始から36ヶ月経過しており、平成29年度に入り上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる学年前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考慮されるが、支給期間は最大で36月(定期制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限 について早急に緩和する必要がある。	—
H29	66	07.産業振 興	都道府県 広島県、鳥取 県、島根県、山 口県、宮城県	統括省、財 務省、厚 生労働省、農 林水産省、經 済産業省、國 土交通省、國 務省、環境 省	A. 僅限 移譲	中小企業等経営強化法第13 条、第14条	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営 方針向上計画に係る認定権限を都道府県知事への移譲す る。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営方針計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所 在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考え方等がどちらの計画に該当すべきかは各自の都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという 経営革新等支援機関の意見である。 また、経営方針計画は国の出先機関に申請することによって、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとどめて、経営方針計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援策と一連的な支援が行えていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	
H29	67	07.産業振 興	都道府県 広島県、中国地 方知事会、宮城 県	金融厅、經 済産業省	A. 僅限 移譲	中小企業等経営強化法第21 条、第22条、第23条	経営革新等支援機関に 係る認定権限の都道府 県知事への移譲	地域で中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行なっていくことにより、経営革新支援機関の認定も同様である。 現行、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれているが、都道府県において、一元的に中小企業支援を行なうべきである。 また、経営革新等支援機関の認定申請が、国の出先機関(経済産業省、財務省)にになっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	
H29	68	03.医療・ 福祉	都道府県 広島県、中国地 方知事会、宮城 県、三重県、愛 媛県、日本創生 のための将未来 代応援知事同 盟、広島市	内閣府、文 部科学省、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条、 第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定ごと箇施設整備交付金 交付要綱	幼保連携型認定ごと箇 施設整備に係る交付金制 度の一元化	幼保連携型認定ごと箇 施設整備に係る交付金制 度としてこの法律の付帯する一箇施設に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等に上り便宜的に区分し ている。具体的には、保育室等トライなどの共用部分ごとに定員による分担計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 【審査等】 審査等(都道府県の上級の支 援機関)	【申請業務】 申請業務(市町村への支 援)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	69	03.医療・ 福祉	都道府県 広島県、中国地 方知事会、宮城 県、三重県、愛 媛県、日本創生 のための将未来 代応援知事同 盟	法務省、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第18条の5及び19 児童福祉法施行令第19条、児 童福祉法施行規則第6条の34	保育士登録の取消に 係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19条の規定により、禁錮以上の刑に 処せられ、その執行が終り、又は執行を受けたこと がなったから起算して2年を経過しない者等に ついては、保育士登録の取消等の手続を通知の上 保育士登録の取消等をなしてもらっている。 しかし、所の確定登録が済まなかったり提出され たので、平成28年4月17日より厚生労働省が実施する「児童防正対策についての質問がされ、欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の徹底を周知すること、及び保育士の歴 歴の登録の取扱い等の問題が解消されない、児童防正対策の実施を講じることを講じて検討する旨を厚生労働省は告示している。今後この一元的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かい事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。	【参考】 ■保育士相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定ごと箇施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県經由で市町村への間接補助	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	70	03.医療・ 福祉	都道府県 広島県、中国地 方知事会、宮城 県、三重県、愛 媛県、日本創生 のための将未来 代応援知事同 盟	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩和	保育対策総合支援事業費 交付要綱	保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業 費交付金の適切かつ円 滑な事務の執行	平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。 当初計画を要求する時点で、間接・直営の区分や市町、中核市がいかがされ、予算の積算に支障が生じた。 その上、当該補助金は、年度当初から保育補助者の雇用に経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果になっ た。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkin-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国/担当部局
6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67) (5)行政財産の管理及び処分(238条の4)については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で取り扱う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【総務省】行政財産の用途廃止前の処分について(平成30年3月26日付け総行第67号) <a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_61">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_61</a>	—	—
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (13)農地集積・集約化等対策費に係る縦越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る縦越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び縦越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(同法43条の3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成29年度から平成30年度に縦越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行(会計法(昭22法35)48条1項)こととする。 【措置済み(平成29年11月9日付け農林水産大臣通知)】	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4【経済産業省】 (1)中小企業等経営強化法(平11法18) (1)国が行う経営力向上計画の認定(13条)については、都道府県が行う経営革新計画の承認(8条)と一体となって、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、開港する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切に説明を行ことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成29年度中に通知する。	—	—	【経済産業省】各地域における経営力向上計画及び経営革新計画の連携について(平成30年3月30日事務連絡) <a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_66">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_66</a>	—	—
4【金融庁(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関(32条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みを構築する。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【金融庁(2)】【経済産業省(2)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(32条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みを構築する。 【措置済み(平成31年1月18日ほか中小企業支援計画等に関する意見交換)】	中小企業支援計画等に関する意見交換を実施した。	—	—	中小企業庁経営支援部経営支援課
6【内閣府】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【文部科学省(7)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のことわりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図ることなく、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (a)禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由(18条の5第2号及び第3号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行ふことにより、欠格事由の該当の有無の確認を行った上で、当該事務を適正に実施できるよう検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (41)保育所等施設整備交付金 保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。	—	—	【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(平成30年10月17日付け厚生労働省次官通知) <a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_70">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_70</a>	—	—

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体 の属性	関係省 府	提案 事項 の属性	採択法 令等	提案事項 の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案中における最終的な 審査結果(結果等)		
H29	71	07.産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	自動車競技法第2条 B.地方に対する規制緩和	自動車競技法の開催届出に係る都道府県知事由 事務の廃止	自動車競技法の開催届出に係る都道府県知事由 事務の廃止	自動車競技法の開催届出に係る都道府県知事由 事務の廃止	競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするとそれは都道府県知事より経済産業大臣に届け出ることになっている。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事由に持つことが必要性は極めて乏しく、非常事態になっている。また、施設の改善競輪(自動車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の場合は不要になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	72	03.医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府 厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する要件緩和	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・規模型事業所の保育事業は、「平園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代行保育の提供」について、連携協力を実行する。教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「平園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代行保育の提供」については施設の負担が大きい。教育・保育施設は、保育者を含む労働力不足で運営が困難である。中には虐待児童対策のため過剰運用で定員以上の預りをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他の事業所の運営を手入する代行保育の運営は、運営の負担が大きい。現在は、平成31年度までの経過措置期間内にあるため、可能な場合に連携する市町が施設・経営しているが、「連携施設の連携による費用の支拂を受けには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代行保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、この「代行保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の廃止し、競輪がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	73	03.医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府	B.地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育・特別利用型保育、特別利用型地域型保育、特別利用型地域型保育及び特別利用型保育に関する基準等(平成27年内閣府令第49号) 公定価格(第12条第1項(平成26年内閣府令第39号))	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件緩和による加減調整部に係る改正	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における加減調整部に係る改正	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件緩和による加減調整部に係る改正	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件緩和による加減調整部に係る改正	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設定しない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件緩和による加減調整部に係る改正	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokkayasan.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokkayasan.html</a>
H29	74	12.その他	都道府県	愛媛県 【共同提案】 佐川島、松山市、八幡浜市、 愛南町	内閣府	B.地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生まれるよう、以下の措置を取る。	地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生まれるよう、以下の措置を取る。	地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。特に、プロジェクトナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となり、申請権が地方公共団体に与えられるのが事前相談期間の数日前であり、府内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたプロジェクト別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考え方や意念を国に十分に伝えることができなかった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	75	12.その他	都道府県	愛媛県 【共同提案】 広島県	機関省	B.地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 所管行政の補助金等に係る財産基準認定(連達)	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性がゼロであり、補強箇所が多岐に亘るが、そのため補助金を得ず建築診断の補助金を決定した。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	76	03.医療・福祉	一般市	伊丹市	内閣府、文部科学省	B.地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条	児童手当における学校給食費等の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料等に対する児童手当の特別徴収について、学校給食費等に適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市においては平成28年度学校給食費は、調査額約2千子の円、平成29年度学校給食費は、調査額約250万円が滞納しておらず、学校給食費の未収金の範囲は大きな課題となっている。学校給食費についても、児童手当法第21条の規定によって児童手当の特別徴収を認めていたが、伊丹市では市長の電報、文書、訪問報告書などの問い合わせから支給金にも関わらず、児童の所在不明であるため、強制徴収等の手段も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難い状況にある。○学校給食費については債権として位置づけられていることから、地方税の滞納区分の評定による処分を行うことができない、そのため、債権管理を行って当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食費実施する上での公平性の確保や歳入の確保について支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	77	10.運輸・交通	市長会員	全国市長会	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	・道路運送法第21条第2号 ・一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成26年1月24日付け国自旅第433号自動車交通局通知)	道路運送法第21条第2号による実証運行実験においては、運送期間が1年以下でなければ許可ができないことになっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の柔軟な取扱いを可能とすること。	地方自治体が、道路運送法第21条第2号に由来する実証実験を行なう際は、本格運行移行のための手続期間等を考慮するし、実証実験の期間中に本格運行のための道路運送法に係る許可申請をしなければならず、本格運行の計画の検討がためたデータ収集期間が1年未満となってしまって、実証実験の確保が不十分な場合がある。又は、冬期の降雪量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるなど、年間を通じて検証データの収集が必要な場合がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>			
H29	78	12.その他	都道府県	宮城県	総務省	B.地方に対する規制緩和	指定都市都道府県調整会議に加えることができる構成員について、地方自治法第252条の21の2	指定都市都道府県調整会議の構成員について、地方自治法第252条の21の2の第3号及び第6号の「選出ににより決定する」の規定により決定するのではなく、地方議会において選出方法を決定することができるよう見直す。	指定都市都道府県調整会議の構成員について、地方自治法第252条の21の2の第3号及び第6号の「選出ににより決定する」の規定により決定するのではなく、地方議会において選出方法を決定することができるよう見直す。	【実例】 21条第2項の許可期限終了までに適切な運行形態が判断できないこと、切れ間ない無公共交通の提供に支障をきたし、利用者の利便性が損なわれたり、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となり、変更手続時間と時間を要することとなるなど行政内の事務負担の増加にもつながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	79	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、山形県、広島県	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与	介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与(「消除になければならない」)「消除することができる」又は同法第69条の39第3項第3号の規定を60条の39第2項に移す)	本県において近年、介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録消除が3件発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員が失効した状態で業務を行なってしまったことによる。本件について、広域連合の議員の選出方法と同様であるが、当該議会議員は、重行政の解消等を目的とした場合であり、その合意事項は地方開拓方針が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を選出する際に、広域連合の議員が辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くことである。また、調整会議の準備前に急遽構成員を辞めた場合でも、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>			
H29	80	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、山形県、広島県	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の柔軟期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の柔軟期間の緩和	柔軟後の柔軟期間が5年と、社会福祉士等の柔軟期間2年と比較して長期であり、柔軟対象者が復職するためのハーフルが高くなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>			

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【経済産業省】 (1)自転車競技法(昭23法209) 指定市町村が競輪を開催する際の届出(2条)に係る都道府県経由事務については、廃止する。					
6【内閣府(4)】厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)家庭的保育事業及び設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しきれない場合は、連携協力項目のうち、「必要に応じて、代わりに(家庭的保育事業者の職員の宿泊、休暇等により)保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいつ。以下同様。)を提供すること」(同令6条2号)については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から離床できるようにするための方策を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び既存事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					
6【環境省】 (6)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分について、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンホール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。 あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平20環境省)を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。			【環境省】グリーンニューディール基金事業により取得した財産の処分に関する 環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準取扱いについて(平成30年1月9日付け環政計発1801092号) 【環境省】環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成30年6月1日付け環境省発第1806015号) <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_75">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_75</a>	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_75">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_75</a>	
6【内閣府】 (10)学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省】 (11)学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、その措置を講ずる。					
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (i)一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(通算3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。			【国土交通省】一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け 国土交通省第318号) <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_77">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_77</a>	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_77">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_77</a>	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (i)介護支援専門員の登録を受けているものの介護支援専門員証の交付を受けない介護支援専門員が、介護支援専門員として業務を行った場合における当該登録の消滅(69条の39第3項)については、当該登録をしている都道府県知事に対し、登録消滅の裁量権を付与する。					
6【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び既存事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。					

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案田舎 の属性	関係府省	提案 団体	提案 方略等	提案事項 重要度	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案半における最終的な 選択結果(結果)
H29	81	02.医療・ 福祉	都道府県 官城県、三重 県、広島県	厚生労働省	官城県、三重 県、広島県	B.地方 に対する 規制級 和	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律に基づき指定障害福祉 サービスに要する費用の 額の算定に関する基準の見直し	資本在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支 援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問介護サービスを利用したときに、訪問介護事業者は通知(平成18年10月31日障院第1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労支援サービスと訪問介護どちらかを選択することとなり、就労支援サービスの利用を断念せざるを得 ない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	82	02.農業・ 農地	都道府県 宮城県	農林水産省	B.地方 に対する 規制級 和	強い農業づくり交付金の配分 基準について第2 ・農畜産物輸出拡大施設整備 事業交付金の配分基準について 第2 ・産地ワーラップ事業実施要 領第1904	強い農業づくり交付金等、農畜産物輸出拡大施設整備事 業及び産地ワーラップ事業について、交付金を算出 した後に、当該配分額の算出方法を明示する。	強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかつたため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかつた。 県としては、配分された額の算出根拠が分からずいたため、各事業者に対する助成分の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することになった。 農林水産省に照会したところ、明記されていない条件により算定していることが判明した。 交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する算定方法等について明示される必要がある。 【明示されない条件の例】 評価結果の配分率への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	83	02.農業・ 農地	都道府県 宮城県	農林水産省	B.地方 に対する 規制級 和	強い農業づくり交付金の配分 基準について第3 ・農畜産物輸出拡大施設整備 事業交付金の配分基準について 第2 ・産地ワーラップ事業実施要 領第1904	強い農業づくり交付金等 における前々年度の不 用額の配分額への反映 事業交付金の配分基準について 第2 ・産地ワーラップ事業実施要 領第1904	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付するものとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不 用額が配分率への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。 一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、日々のペナルティーとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、説明に 大変苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	84	02.農業・ 農地	都道府県 宮城県	農林水産省	B.地方 に対する 規制級 和	農林水産省大臣官房理財課 に対する 規制級 和	農林水産省が所管する 交付額の内示後に実行している事業計画の事前協議等 の申請手続の早期開始について	強い農業づくり交付金、産地ワーラップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わ なければならぬが、割当内示から交付申請までの間に県との事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行わなければ、 強い農業づくり交付金を予めます。割当内示後は、 ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議(実施主体、市町村、県)1週間程度 ③計画認定の公示(実施主体、市町村、県) ④交付申請(実施主体、市町村、県) ※(1)～(2)は、手続を完了した上で(3)と並び(4)③④の手続を行っている。 しかし、現行制度では、それらの手続を45日(土日祝日を含む)以内に実施しなければならぬ、短期間に事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を 経由することになり、事業スケジュールが例年厳しいものとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	85	09.土木・ 建築	都道府県 宮城県	国土交通省	B.地方 に対する 規制級 和	河川法第99条、 河川法施行規則第37条の6において、 河川管理施設の維持又 は操作等の委託を行う ことができる者の要件の 見直し	河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、 河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体 又は河川の維持管理に資する活動を行っている一 般社団法人若しくは一般財団法人とされているが、地 域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等 も委託可能となるようにしていただきたい。	水門や陸閘等の河川管理施設については、市町村又は河川法施行規則第37条の6の要件を満たす主体(河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人)に限ら れている。 県においては、フランクに囲まれて一般企業等が所有する土地を保有しなければならない位置に整備した陸閘があり、災害時等には当該企業への確認、開閘依頼等をしなければならず、県又は委託を受けた市町 村等で迅速に対応することができる。 また、災害発生時に迅速に対応するためには、水門、陸閘付近の地元自治会や企業に操作を委託することが有効な対策と考えられるが、当該規定で委託先が限定されていることにより、そのような対策を講じるこ とができる状況である。 なお、海岸施設の水門・陸閘の操作については、法令で委託先まで限定されておらず、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」において地域の実情に応じて委託先を決定できるように していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	86	09.土木・ 建築	都道府県 宮城県	国土交通省	B.地方 に対する 規制級 和	河川敷地占用許可について、個人に対し菜園等 を設置できるよう許可 条件の見直し	河川敷地占用許可第6占用主体、第7占用施設 に、個人が設置する菜園を追加していただきたい。	本県が実施している河川敷地の一例において、菜園の設置を認める住民が複数いるが、河川敷地占用許可準則の規定により、現状は個人を対象として河川敷の占用を許可することができない。 また、市町村等に菜園の河川敷地占用及びその管理を行ったことが、既に認められ該地がある。 当該河川敷には、現在、占用を許可している公営事業等ではなく、として年に数回の除草等を実施する必要があることから、河川管理の支障となる範囲での有効活用を考えている。 そのため、占用料の徴収、抽選の実施等の公営事業の公的公営等を委託する、河川管理上支障となる工作物の設置を行わせない、除草等を適切に実施する等の条件の下で、菜園の用に供するための河川敷の占用を 個人に対して許可できよう。 開拓規制の見直しを含めることである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	87	02.農業・ 農地	都道府県 宮城県、広島県	農林水産省、 国土交 通省	B.地方 に対する 規制級 和	農地法第4条第2項、第5条第2 項農地法施行規則第37条 第26条第1項	甲種農地の転用等の許可について、現行、土地取 用法第26条第1項の規定による告示の要件とされてい るが、土地取用その他の法律により土地を取用し、又 は使用すがで場合、申請の用意に要件については、 土地取用法第26条第1項の規定による告示の要件を、不 要としていたい。	本県において施設する都農公團(広島防災被災地)に限り、 甲種農地の転用等の要件とされているが、当該転用地が甲種農地とされている。 今までの明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者おらず、取得者体は内消しに行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地取用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告 示が必要となる。 そのため、土地取用の法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局は反対するいらない場合の事業認定ができない旨の意見があつた。 また、現行制度では、事業への反対者がいらない場合は、結果的に甲種農地の転用が許可できないという制度の欠陥があるため、事業の内消し実施に支障をきたしている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	88	10.運輸・ 交通	村	国土交通省	B.地方 に対する 規制級 和	急急村、伊川三 町、伊川町、早川 町、身延町、南都 原、富士川町、昭 和町、道志村、西 桂町、山中湖村、鸣 沢村、富士河口湖 町、小菅村、丹 波山村	航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の 承認を受けた無人航空機の飛行に係る制度の 見直し	手続に所持できるようにならぬドローンの飛行方法は、航空法の改正による規制令等が飛行実態を見るところでは遵守されているとは思えない。 特に、観光客等への不安全飛行の危険性に対する見直しは見合はらかで、安全な飛行のためには、航空法による規制は国土交通大臣によっていることから、規制を管理する市町村は必ず無人飛行できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。 また、航空法によると飛行は国土交通大臣によっていることから、観光客等の安全面や緊急時の構成資産への影響が懸念される。 最近、この尼富八海にドローンが飛行することができ、観光客がいる上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全面や緊急時の構成資産への影響が懸念される。 また、当該区域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかどうかの判断が出来ず、住民の問い合わせや 飛行へのトラブルなどにも対応することができない状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	89	02.医療・ 福祉	都道府県 高知県	厚生労働省	B.地方 に対する 規制級 和	医療福祉法第6条の3第14項、 医療福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事 業(フアリー・サポート・センター事業)の登録人 数要件の見直し	子育て援助活動支援事 業(フアリー・サポート・センター事業)の運営につ いては、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。 市町村独自で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができるところでは、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に移動できる機 会は少ないと見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>		
H29	90	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県 山梨県	国土交通省	B.地方 に対する 規制級 和	国土利用計画法第39条	土地利用計画会合は、地方自治法第138条の4第3項規 定に基づき、国土利用計画法第39条の規定により設 立する規制区域について、制度創設後、指定されてい る。規制区域が指定され、規制が不可区分を行った場 合には、市町村の役員の任命権が認められ、その権限 は、附帯機関の中で唯一、行政委員会等の役員と同 じく議会の同意が必要とされているところから、他の附 帯機関と同様な簡素な事務手続にすること。	土地利用計画会合は、私的の土地取引を規制する権限を有するところから、その任命・解任について都道府県農政会合の同意が必要とされている。 しかししながら、本県において、都道府県知事の許可が必要となる規制区域について、制度創設後、指定されていない。 また、規制区域が指定され、規制が不可区分を行った場合には、国土交通大臣への許可申請が可能であり、私的の土地権利の制限に対する負担が大きくなることから、他の附帯機関の委員の任 免手続きと比較しても著しく事務量が多い状況となっている。	—	
H29	91	12.その他	都道府県 鳥取県、滋賀 県、京都府、兵 庫県、徳島県	内閣府	B.地方 に対する 規制級 和	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	公益法人による変更届出の提出書類の削減	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:付1付5のもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)同一賃借条件での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv)同一賃借条件での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成30年厚生労働省告示第82号)に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第82号)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_81">https://www.mhlw.go.jp/bunya/suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_81</a>	
6【農林水産省】 (15)交付金等に係る配分額の算定事務 (i)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び畜地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映について、事業者から見解書を収集して交付要望額に反映させた地区は、不用ペナルティ査定の対象しないこと。 (ii)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び畜地パワーアップ事業費補助金における不用額の次々年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県が報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象しないこと。 【措置済み】(平成29年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)	--	--	--	--	
6【農林水産省】 (14)補助事業等の交付申請に係る事務 強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び畜地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぐ等の特段の理由がある場合には、割当公示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。 【措置済み】(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)	--	--	--	--	
6【国土交通省】 (17)河川法(昭39法167) 河川管理施設の操作の委託については、民間企業等に操作に係る作業をさせる方法等について、地方公共団体に平成29年中に周知する。 また、河川管理施設の確実な運用体制の確保に向けて、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月社会資本整備審議会答申)も踏まえ、地方公共団体以外の団体への私法上の委託の在り方を含め、引き続き検討していく。	--	--	--	--	
6【国土交通省】 (11)土地法(昭26法219) 土地を収用し、又は使用しうとする際の事業認定(16条)については、起業者の申請に係る事業について、その用地のうち起業者の取得していない土地があり、20条各号に掲げる要件を満たす場合は、事業認定を受けることが可能であることを、地方整備局及び都道府県に周知する。 【措置済み】(平成29年10月5日付け国土交通省総合政策局総務課土地取扱管理室事務連絡)	--	--	--	--	
6【国土交通省】 (13)航空法(昭22法231) 無人航空機の飛行について、飛行に係る国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)(以下「許可等」という。)の有無にかかわらず、地方公共団体が飛行や文書交付等の行政指揮の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めるときは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するため、当該条例の事例と併せ、地方公共団体に平成29年度中に通知するとともに、無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(平27国土交通省)等において無人航空機の利用者等に対し、周知を図る。 (ii)無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。	--	地方公共団体が公口岸や文書交付等の行政指揮の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求める目から無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めるときは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するため、当該条例の事例と併せ、地方公共団体に平成31年4月から運用を開始した。	【国土交通省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた対応(航空法関係)について(平成30年3月28日付事務連絡) 【国土交通省】(参考1) 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成29年12月26日開設済)、(参考2) 無人航空機の飛行を制限する条例の事例収集について(依頼)(平成30年1月24日付事務連絡) 【国土交通省】(別添) 無人航空機の飛行を制限する条例の事例	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_88">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_88</a>	国土交通省航空局安全企画課
6【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (59条12号及び児童福祉法(平22法164)の第14項)の実施については、以下のとおりである。 ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況による調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<今元> 6【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (59条12号及び児童福祉法(平22法164)の第14項)の実施については、以下のとおりである。 ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況による調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	実施要綱を改正し、会員数20人以上であれば交付対象となつた。(会員数要件を50人から20人に緩和した。)	【厚生労働省】子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施についての一部改正について(平成31年3月29日付子育て支援法第82号) 【厚生労働省】子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱旧対照表	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_89">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_89</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財團法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に係る新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。	--	--	--	--	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(闇議決定)記載内容 (掲載年:おけいのもの)	最終の対応方針(闇議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国/担当部局
6【内閣府】 (16) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18年49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。					
6【内閣府】 (17) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平18年50) 移行の許可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を同目的のために支出することにより零するための公益の目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人(以下この事項において「移行法人」といふ。)による都道府県等への公益の目的支出計画実施報告書(以下この事項において「報告書」といふ。)の提出については、事業年度終了後3ヵ月以内に、公益の目的支出計画の実施が完了したことを確認を受けた後、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等へ提出する必要がないことと、平成29年度中に都道府県に周知する。					
6【国土交通省】 (10) 道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) (1) 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 【措置のみ(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)】 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平2法15)2条1項に規定する過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令元＞ 引【国土交通省】 (10) 道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) (1) 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 【措置のみ(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)】 (1) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平2法15)2条1項に規定する過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平2法15)2条1項に規定する過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	一般貨物自動車運送事業者がある区域に於ける自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行なう場合及び貨物自動車運送事業を行なう場合に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行なう場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(令和2年9月10日付け国土交通省自動車局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkenshushin/tisanbousyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_94	国土交通省自動車局貨物課
6【警察庁】 (1) 【国土交通省】 道路運送法(昭26法100)及び道路交差点法(昭25法15) 一般乗合自動車運送事業(路線・定期運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地盤運送)の運送に係る特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26年輸送省令75号の2)又は運営協議会の規定により認めた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交通法46条)に)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する必要な協議を行ための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法90)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き)に掲載する。					
6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (iv) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修について、代表者に変更がある際の当該研修の修了について、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜平30＞ 6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (iv) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修(以下この事項において「研修」といふ。)については、代表者の変更の届出を行なう場合に、研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者変更の半年後又は次の研修日程の「いずれか早い日までに、研修を修了することで第1支えいこどを明確化するため、指定地域看護サービス及び指定地域密着型介護サービスに開する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正する。 【措置のみ(平成30年3月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)】				
6【内閣府】 (6) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども施設設備交付金 認定こども施設設備交付金及び保育所等整備交付金について、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省】 (7) 【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども施設設備交付金 認定こども施設設備交付金及び保育所等整備交付金について、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省】 (7) 【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども施設設備交付金 認定こども施設設備交付金及び保育所等整備交付金について、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【文部科学省】 (7) 【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども施設設備交付金 認定こども施設設備交付金及び保育所等整備交付金について、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案用 件の属性	提案 用件名	関係府省	提案 用件名	規制 法令等	提案事項 (重複)	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案用における最終的な 審査結果(結果)
H29	101	03.医療・ 福祉	都道府県 鳥取県、岡山県 城島町会、笠置 県、京都府、兵 庫県、和歌山 県、徳島県	厚生労働省	都道府県 B. 地方 に対する 規制級 和	保健師助産師看護師法	准看護師試験実施法 の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。	准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回実施する。「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員会を置く」とされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題解決事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国6ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日時に統一試験問題を作成している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精進した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えてい る。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	
H29	102	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県 鳥取県、中国地 方知事会、島根 県、兵庫県、徳 島県、埼玉県	農林水産省	A. 権限 移譲	森林法第25条、26条	大臣権限に係る保安林 解除の権限の都道府県への権限譲渡	公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県への権限譲渡	指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に進呈して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の築造的施設であり他に適地がない、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	—	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	103	12.その他	都道府県 鳥取県、岡山県 城島町会、笠置 県、京都府、和 歌山県、徳島県	總務省	B. 地方 に対する 規制級 和	放送法実行規則第143条から 第145条まで	小規模施設特定有 限の規制緩和	放送法実行規則第140条に定める都道府県知事への 一般放送に係る届出の届出に必要な道路法 の規定に基づく許可の他の放送に基づく届出又は所 有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の 意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共通施設等の小規模施設特定有(15戸以下-50戸以上)に於いて行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。 その業務において、開設及び変更の届出に係るものは、放送法実行規則第143条を定める、道路法の規定に基づく許可その他の法令に基づく届出又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の意に関する事項の記載を不要とする。	○本件は、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、認定による特別施設の総合整備のための特別措置等に関する法律が適用される。中山間地域がある。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少額の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったが、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成28年4月に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、毎日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地帯で、冬場での活動で放課後児童クラブを利用することはできず、放課後児童クラブへの移動させ、知らない子どもと一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子どもは、その地域で少々遅めに過ごしてほしいと思っているため、利用者が少くないが、放課後児童クラブを継続していかなければいけない。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	104	03.医療・ 福祉	都道府県 岐阜県、本巣市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準 (平成26年6月30日厚 生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事 業実施要綱	放課後児童支援員の配 置数の緩和	放課後児童支援員1人で実施可 能とする。	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可 能とする。	○本件は、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、認定による特別施設の総合整備のための特別措置等に関する法律が適用される。中山間地域がある。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少額の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったが、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成28年4月に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、毎日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地帯で、冬場での活動で放課後児童クラブを利用することはできず、放課後児童クラブへの移動させ、知らない子どもと一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子どもは、その地域で少々遅めに過ごしてほしいと思っているため、利用者が少くないが、放課後児童クラブを継続していかなければいけない。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	105	03.医療・ 福祉	都道府県 岐阜県、中津川 市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	・放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準 (平成26年6月30日厚 生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事 業実施要綱	放課後児童クラブの職 員配属要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員 1人で放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。 放課後児童クラブでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、現職として勤務する基準賃格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者が確保は非常に厳しい状況である。 現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条の項で、利用者20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能としているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できることを考える。 また、利用者が一概ではない場合で、学校等近隣の施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 なお、当市では、学校内や市内の機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	
H29	106	03.医療・ 福祉	指定都市 大阪市	内閣府、文 部科学省、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	児童福祉法第24条及び第56条 に対する規制級 和	児童福祉法第24条及び第56条 に対する規制級 和	認定こども園等における 保育料に対する徴収基 準の強化	認定こども園等において過年度分保育料を適切に変 更する場合の徴収方法に関する規制級和	○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を適切に徴収する場合、保育院では保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)に ついては市町村による徴収が認められない(保育園型、保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行なう必要があり、多大な事務負担が発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	107	03.医療・ 福祉	指定都市 大阪市	内閣府、文 部科学省、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	多様な事業者の参入促進・能 力活用事業実施要 項	私立高等学校等経常費財 政補助金(幼稚園等特別支援教 育経費・過疎高等学校特別經 費・教育改革推進特別経費・授 業料減免事業等支援特別經 費)交付要綱	認定こども園での障害児 等支援にかかる補助制度 を一本化する。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類 型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立地の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。 また、幼保接続型認定こども園のうち、接続型の場合で学校法人の場合は、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5ヶ月前から現に就園する子どもに対して補助金がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3生まれの子どもは、5/2に2号認定となることから、5/1時点では私学助成の対象となり、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に面しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行ななければならず、施設にとって大きな事務負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	
H29	108	08.消防・ 防災・安全	一般市	由布市、大分 市、中津市、日 田市、佐伯市、 臼杵市、竹田 市、豊後高田 市、杵市、宇 佐市、豊後大野 市、国東市、日 出町、九重町、 筑紫町、恩島村	内閣府、金 融庁、財務 省	B. 地方 に対する 規制級 和	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定 基準運用指針」(平成25年6月 内閣府・防災担当)	罹災証明に係る一連の 手続・制度の見直し	「災害に係る住家の被害認定の一連調査における地方 公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた通 可能な震災法」、被災の程度及び認定基準の区分 について、地方公共団体の判断に基づく認定を設定可 能とする。2点目は、災害に係る住家の被害認定基 準運用指針に明記すること。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員 を動員し、被災住家の調査を実施している。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半端に至らない一部損壊」と認定された住家は、2,316件(94.6%)が大半を占めている。 半端に至らないことから明確に判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損傷程度別の具体的な事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないので、2次調査の申請(住家121件) が多く出されている。調査の期間の長期化を防ぐこととなる。 また、被災認定事務において、官民の調査基準の統一を図ることで、被災の程度を明確化すること。さらに官民の連携や関係機関との連携した調査体制を構築すること や、官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	109	12.その他	一般市	伊豆市	總務省	地方自治法第286条第1項、第 290条	一部事務組合を構成す る団体の単なる名称変 更による関係地方公共 団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事務に上り下に当該 団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の 議会の議決を必要としている。しかし、このうちの場合、 議会が否決することはないと考えるところから、他の構成 団体の議会の廃止を求めるもの。	伊豆市・伊豆の国市両市町の市町村合併が実施されている静岡県市町合併組合といふ一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議決が必要となるため、静岡県市町村合併組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体の議会の議決を得る必 要がある。 したがって組合の上位一部事務組合では、年2回に1回定期例会なく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会を開催は非常に負担 である。また当組合では議会・説明会・合意形成会等で、大きな差異を生じることとなっている。 ①構成市町村等の数 56個体 ②変更回数 4回 ③変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市両市町の市町村合併実施組合(当組合)の加入 平成27年7月15日 構成市町の名称変更(田方地区消防組合→駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士南消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(駿野長良清掃施設組合→駿野市長良泉清掃施設組合)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>	



## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省 等	提案 方針 (原体)	提案 事項 (原体)	根拠 法等	根拠 事項 (原体)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 選択結果(原体)
									年	月	日
H29	110	02.農業・農地	施行特例市	福井市	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5「漁港施設用地等利用計画の変更」	漁港施設を当初目的とするものに供する場合 には利用計画変更を許さなければならないが、その手続きの際に求められる書類について提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続きの省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出をするとされている。 (1)利用計画変更認可書(別紙様式第6号) (2)漁港施設用地等利用計画変更認可書(別紙様式第7号) (3)変更後の漁港施設用地利用計画平面図(別紙様式第4号) (4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地等の面積積算基準(別紙様式第8号) (6)漁港施設設置費金計画書(別紙様式第9号) (7)既存漁港施設の立地面積積算表(別紙様式第10号) (8)規制写真	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinkai/teisaibosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinkai/teisaibosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	
H29	111	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A.権限移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるよう法改正を求める。	国土形成計画法においては、広域地方計画事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をまとめるが、「本者の方針がいかないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応し苦慮している状況である。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構造である対流促進型国土の形成を進めるにこなす、計画の策定権限とともに事務局機能についても改修すべきと考える。	-	
H29	112	12.その他	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、大阪市、堺市、神戸市	国土交通省	A.権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるよう法改正を求める。	*対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりノベーションの創出を促す	-	
H29	113	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	農林水産省	A.権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	114	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県、大阪市、堺市	経済産業省	A.権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	115	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、奈良県、大阪市、堺市	経済産業省	A.権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	116	07.産業振興	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、大阪市、堺市	経済産業省	A.権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第1条第1項、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第15条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	117	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A.権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	118	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市	経済産業省	A.権限移譲	電気工業事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気の取扱い、金銭の取扱い、金銭の支拂い、金銭の支拂いの停止等の取扱いの停止に関する法律第4条第1項、第12条、第14条第1・2項、第16条第1・2項、第17条第2・3項、第18条第1・2項、第20条第2・3項、第22条第1・2項、第23条第1・2項、第24条第1・2項、第25条第1・2項、第26条第1・2項、第27条第1・2項、第28条第1・2項、第29条第1・2項、第30条第33条	電気工業事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気の取扱い、金銭の取扱い、金銭の支拂い、金銭の支拂いの停止等の取扱いの停止に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	119	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A.権限移譲	高圧ガス保安法第40条第1項(ただし)、第2条第1項(ただし)、第58条の24・27・29・30・31・33・34・36、第59条の37条第1・2項、第61条第2項、第62条第2項等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	120	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市	経済産業省	A.権限移譲	火薬類取締法第15条第1項第1・2項、第3条の2第1・2項、第4条第1・2項、第5条第1・2項、第6条第1・2項、第7条第1・2項、第8条第1・2項、第9条第1・2項、第10条第1・2項、第11条第1・2項、第12条第1・2項、第13条第1・2項、第14条第1・2項、第15条第1・2項等	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬類に係る未完成品検査機関及び未完成保安装置等の設立に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	121	09.土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市	国土交通省	A.権限移譲	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可・登録停止、許可の取消の登録、許可の取消のによる府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限等をもつて行うもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	122	09.土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市	国土交通省	A.権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項の2第1・2項、第3条第1・2項、第4条第1・2項、第5条第1・2項、第6条第1・2項、第7条第1・2項等	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の登録、免許の取消、許可の取消のによる府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限等をもつて行うもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	
H29	123	09.土木・建築	その他	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、神戸市	国土交通省	A.権限移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、免許の登録、免許の取消のによる府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限等をもつて行うもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込まれることからも地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	-	



平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース



平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分野	対象団 体の属性 ・属性	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例		提案事例における最終的な 調整結果(概要等)		
								根拠法令等	具体的な支援事例			
H29	137	08.消防・ 防災・安全 その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、德 島県、京都市、 大阪市、堺市	内閣府	B. 地方 に対する 規制級 等	災害救助法施行令第3条	災害救助法等の特別基準の設定に関する内閣總理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに費用弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣總理大臣に協議し、その同意を得た上で定め(いわゆる特別基準)ことになっている。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに費用弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣總理大臣に協議し、その同意を得た上で定め(いわゆる特別基準)ことになっている。			
H29	138	10.運輸・ 交通 その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、德 島県、京都市、 大阪市、堺市	国土交通省	A. 権限 移譲	観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第53条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国の見地から効率的に需在交流型観光の実現及び滞在地の促進に寄与する事務の権限を移譲する」として、観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の実施府県が実施府県で行なう観光圏整備事業の除外)について、広域連合への移譲を行っている。	観光圏事業を外国人観光客の誘導事業等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られる仕組みがない。国は広域観光圏整備事業形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業、観光圏事業、ビッグシティハブ事業等の似た事業について、各々どのように有効的に連携させていくかという具体的な示唆が示されている。事業が重複して実施されないために、連携協定による各事業関係者をめぐる「事業連携会」による協議が行われている。また、この会議は不運であり、国が一般的に期間の調整を行ってことと競いことがある。	観光圏事業を外国人観光客の誘導事業等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られる仕組みがない。国は広域観光圏整備事業形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業、観光圏事業、ビッグシティハブ事業等の似た事業について、各々どのように有効的に連携させていくかという具体的な示唆が示されている。事業が重複して実施されないために、連携協定による各事業関係者をめぐる「事業連携会」による協議が行われている。また、この会議は不運であり、国が一般的に期間の調整を行ってことと競いことがある。		
H29	139	10.運輸・ 交通 その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、京 都市、堺市、神 戸市	国土交通省	A. 権限 移譲	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許可等権限の移譲	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バス除く)による事業者、事業計画、運送等への許可、登録、さるは、指導監督の事務を含めた運送事業にについて、同一府県内に実施するものは、移譲を希望する府県の移譲を基本としつつ、府県境を跨ぐもののは、府県境を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バス除く)による事業者、事業計画、運送等への許可、登録、さるは、指導監督の事務を含めた運送事業にについて、同一府県内に実施するものは、移譲を希望する府県の移譲を基本としつつ、府県境を跨ぐもののは、府県境を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バス除く)による事業者、事業計画、運送等への許可、登録、さるは、指導監督の事務を含めた運送事業にについて、同一府県内に実施するものは、移譲を希望する府県の移譲を基本としつつ、府県境を跨ぐもののは、府県境を越える広域連合への移譲を求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html	
H29	140	03.医療・ 福祉 その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、德 島県、京都市、 大阪市、堺市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 等	高齢者医療確保法第16条 セブト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が集約するNDBデータ(セブト情報・特定健診等情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づく医療費過払化計画を策定するにあたり、地方自治体データを提供する方法を具体的に確立し、提供の利便化を図ることを求める。	同様にセブト情報に規定する本目的以外の利用について、地方自治体が医療費過払化計画を策定するにあたり、地方自治体データを提供する場合に、有識者会議の意見を反映させる方法、事務の簡素化等を行なう趣旨の迅速化を図ることを求める。	同様にセブト情報に規定する本目的以外の利用について、地方自治体が医療費過払化計画を策定するにあたり、地方自治体データを提供する場合に、有識者会議の意見を反映させる方法、事務の簡素化等を行なう趣旨の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「セブト情報・特定健診等情報の提供に関する基準」に基づき有識者会議による審査等を経てNDBデータが提供されており、平成27年4月のガイドライン一部改正により、都道府県が医療費による医療計画策定に用いる際には、有識者会議の審査が可能となり、便利性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならない。そのため膨大な資料作成や費用、時間がかかる。このようないかから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行なえない状況にある。	
H29	141	12.その他 その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、德 島県、京都市、 大阪市、堺市、神 戸市	国土交通省	A. 権限 移譲	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	【現状】 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させようべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見述べだけに構成府県市を通じて述べよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参画が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参画を別途要請して貰いたく)	【現状】 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させようべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見述べだけに構成府県市を通じて述べよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参画が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参画を別途要請して貰いたく)		
H29	142	12.その他 その他	関西広域連合 (共同提案)滋 賀県、京都府、 大阪府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、德 島県、京都市、 大阪市、堺市	国土交通省	A. 権限 移譲	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	【現状】 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県、関係指定都市の意見を聞くとされている。関西においては、府県、指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機構の実績を重視しているところである。近畿圏整備計画に地図の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に係る関係府県市と同様に意見聴取の機会を付与すべきである。	【現状】 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県、関係指定都市の意見を聞くとされている。関西においては、府県、指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機構の実績を重視しているところである。近畿圏整備計画に地図の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に意見聴取の機会を付与すべきである。		
H29	143	12.その他 町	川崎町	総務省	B. 地方 に対する 規制級 等	行政不服審査法	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電通計画、面談での説明内容や通知した内容の疑義等に付随する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略などを求めるもの)	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合でありますと、審査請求として取り扱うとされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付しているが、行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合でありますと、審査請求として取り扱うとされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付しているが、行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合でありますと、却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略などを求めるもの)	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合でありますと、審査請求として取り扱うとされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付しているが、行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合でありますと、却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略などを求めるもの)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html	
H29	144	12.その他	都道府県	岩手県、秋田 県、青森県	内閣府	B. 地方 に対する 規制級 等	地城再生法第13条 同法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の手続に係る規制級と 地方創生推進交付金に関するQ&A	○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の削減、また、2割を超える減額等)を弾力化する。 ○内閣府に定期的に可能な限り求めるとともに、内示後の事業着手を認める。	承認された事業計画に変更のある事例について、各年度の対象事業費の削減、また、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進への支障となっている。	承認された事業計画に変更のある事例について、各年度の対象事業費の削減、また、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進への支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html
H29	145	02.農業・ 農地	都道府県	岩手県	農林水産省	B. 地方 に対する 規制級 等	森林水産業施設災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続等に係る法律施行規則第1条	森林水産業施設災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続等に係る法律施行規則第1条	被災者が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続等に係る法律施行規則第1条の延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時間に間に合わず、農林水産業施設災害復旧事業費補助金の暫定措置に関する法律施行規則第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなりており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの手続期間を短縮するための対応としている。最終的には1月末までに補助率増高申請書を国に提出できただの、査定対応や書類作成などへの業務に多くの負担が発生している。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時間に間に合わず、農林水産業施設災害復旧事業費補助金の暫定措置に関する法律施行規則第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなりており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの手続期間を短縮するための対応としている。最終的には1月末までに補助率増高申請書を国に提出できただの、査定対応や書類作成などへの業務に多くの負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html
H29	146	12.その他	都道府県	鹿児島県、京都 府、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、京 都市、堺市、關 西広域連合	内閣府	B. 地方 に対する 規制級 等	特定非営利活動促進法	特例認定NPO法人制度の設立手続要件の見直し	認定NPO法人制度や本県独自の指定NPO法人制度においては、過去2年の寄附実績が必要であるため、認定NPO法人を認めてしまった。	認定NPO法人制度や本県独自の指定NPO法人制度においては、過去2年の寄附実績が必要であるため、認定NPO法人を認めてしまった。	(参考) 平成27年3月31日までは、時限措置として、設立から5年を超えるNPO法人も特例認定NPO法人に認めることができた。	
H29	147	05.教育・ 文化	都道府県	徳島県、京都 府、滋賀県、和 歌山県、鳥取県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制級 等	保健師助産師養護学校設立規制規則(昭和26年8月10日 文部省令、厚生省令第1号) 政令第312号 平成22年4月31日 第1号	保健師助産師養護学校設立規制規則(昭和26年8月10日 文部省令、厚生省令第1号) 政令第312号 平成22年4月31日 第1号	看護師養成所の授業について、「同時に授業を行う学生数は原則40名以下である」と規定され、「基礎学年」に限り、各自が認められているが、「専門基礎学年」も例外の対象となることを認めた。	看護師養成所の授業について、「同時に授業を行う学生数は原則40名以下である」と規定され、「基礎学年」に限り、各自が認められているが、「専門基礎学年」も例外の対象となることを認めた。	看護師養成所においては、専任教員(看護師)の確保が困難な状況にある。その対策の一環として、ICTを活用した遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供したいが、看護師等養成所の運営に際しては、専任教員(看護師)による指導ガイドライン(医政0331第2号平成27年3月31日第1号)による。	
H29	148	04.雇用・ 労働	都道府県	鹿児島県、滋 賀県、京都府、 兵庫県、和歌山 県、鳥取県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 等	職業紹介の雇用促進等に関する法律	精神障がい者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者に2人分の雇用を割り当てる。	精神障がいの者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者に2人分の雇用を割り当てる。	精神障がいの者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者に2人分の雇用を割り当てる。	精神障がいの者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者に2人分の雇用を割り当てる。	
H29	149	04.雇用・ 労働	都道府県	鹿児島県、滋 賀県、京都府、 兵庫県、和歌山 県、鳥取県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 等	障害者の雇用の促進等に関する法律	精神障がい者の雇用促進等に関する法律の算定方法の見直し(就労時間)	精神障がいの者の雇用促進等に関する法律の算定方法の見直し(就労時間)	精神障がいの者の雇用促進等に関する法律の算定方法の見直し(就労時間)	精神障がいの者の雇用促進等に関する法律の算定方法の見直し(就労時間)	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (x)乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局に提出すれば足りる(施行規則2条2項)ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。	—	—	【国土交通省】申請書等の受付窓口の徹底について(平成30年3月29日付)事務連絡	<a href="https://www.cho.go.jp/bunkenshins/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_139">https://www.cho.go.jp/bunkenshins/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_139</a>	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (1)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 補助率増高申請書の提出(施行令4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るヒアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
6【国土交通省】 (12)道筋法(昭27法180) 〔(1)地方公共団体による検査等の実施について〕 新技術による検査等の実施については、その開発を促進するように、活用可能なものから、随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際は、道路・マテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検査を進める。 ・橋梁等の点検に係る点検技術の実施について、点検の頻度・実施規則4条の5(5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見を聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見を踏まえ、早期に結論を得るべく検討を進める。	<平30> 6【国土交通省】 〔(1)地方公共団体による検査等の実施について〕 新技術による検査等の実施については、その開発を促進するように、活用可能なものから、随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際は、道路・マテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検査を進める。 ・橋梁等の点検に係る点検技術の実施について、点検の頻度・実施規則4条の5(5)を含む定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見を聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見を踏まえ、早期に結論を得るべく検討を進める。	点検要領を改正し、特定の構造の橋梁については点検手法を効率化・合理化することができるなどを示した。	—	—	—	国土交通省道路局路政課
6【文部科学省】 (18)学校給食費に係る就学援助費に関する事務 ・学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合等は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み】平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局通知】	—	—	【文部科学省】学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて(平成29年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_153">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_153</a>	—	
5【厚生労働省】 (4)介護保険法(平成12法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事務・権限については、平成29年3月15条の32条から115条の34条に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22年法律)67・252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することができるることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 5【厚生労働省】 〔(1)介護保険法(平成12法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事務・権限については、平成29年3月15条の32条から115条の34条に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22年法律)67・252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することができるることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律新旧対照表文 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和元年6月14日老癡0614第2号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和元年6月14日老癡0614第2号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_154">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_154</a>	厚生労働省老健局絶賛譲り渡し 厚労省老健局絶賛譲り渡し	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
6【総務省】 (13)地方独立行政法人の業務の範囲(21条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局市町村課行政 経営支援室	
6【総務省】(1)【文部科学省】(1) 学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園の設置の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局市町村課行政 経営支援室 文部科学省初等中等教育局幼児 教育課	
—	—	—	—	—	—	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 令 部 門	分 野	委託団体 の属性	地 域 団 体	関係府省	提 案 分 区	概 要 法 令 等	提 案 事 業 （事 業 名）	求 め る 措 置 の 具 体 的 内 容	具 体 的 な 支 援 事 例			
	03.医療・ 福祉	全国知事会・全国市長会・全国 県・市町村会	厚生労働省	厚生労働省	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	児童後見健全育成事業 （放課後児童クラブ）の規制 の充実及び運営に関する事業 の設備及び運営に関する基 準（平成26年4月30日厚生労働省 令第63号）, 放課後児童支援 員等研修事業実施要綱	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）についての 資格及び人材不足に対する の基準について、「従うべき基準」とされているものとし て、放課後児童健全育成事業 の設備及び運営に関する基 準（放課後児童クラブ）の充 実化	1. 背景 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についての、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿事業を、適切な改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿制度を行こととしている。 しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を収容する環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人材基準や人員配置基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」の実現が難しくなっている事例が、200以上の地方公共団体で挙げられている。 2. 人材基準基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適合性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ないと、人材不足が発生する可能性がある。 3. 人材配置基準人材配置基準についても、少し、数クラブやクラブの運営実績を参考し、配置数を義務付けられたため、人材の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因になっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについても同様に、1の支援の充実を構成する児童数は、おむね40人以下とされている。教育の場では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置を義務付けられている。これらは比較すると、利用児童数の数倍の放課後児童クラブまで2名の配置を義務付けることは過剰規制と指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方から児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。 4. 潜在的待機児童の問題 前年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童数は、平成28年5月時点を過去最多の110万人とされているが、待機児童には経験豊富で優秀な人材の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因になっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについても同様に、1の支援の充実を構成する児童数は、おむね40人以下とされている。教育の場では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置を義務付けられている。これらは比較すると、利用児童数の数倍の放課後児童クラブまで2名の配置を義務付けることは過剰規制と指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方から児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。 5. まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。 また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異なる。 6. 放課後児童クラブの運営の問題 放課後児童クラブの運営の問題は、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消に向けて緊急的に対応する施策について「ニッポン一億総活躍計画」や「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたらしく継続的に対策を行っている上、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども子育て支援事業計画の実施等で実施する見込みである。放課後児童クラブに対する施設については地方が先行して実施していく分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」がされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方から、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このよな地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し（「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直す）を行るべきである。	提 案 事 業 （事 業 名）			
H29	161	全国知事会・全国市長会・全国 県・市町村会	厚生労働省	厚生労働省	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	道路交通法第44条、第46条	コミュニティバス等が路 線バス停留所を利用する 場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた 場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や 自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを 明確化とともに、地方公共団体等に周知すること。	【実験】 既往バス路線が廢止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車でき ないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停別途設置している。 これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために歩くで移動する必要があり、住民の乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	提 案 事 業 （事 業 名）		
H29	162	全国知事会・全国市長会・全国 県・市町村会	警察庁、国 土交通省	警察庁、国 土交通省	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有 償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バス、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車でき ることを明確化すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有 償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バス、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車でき ることを明確化すること。	【実験】 既往バス路線が廢止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車でき ないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停別途設置している。 これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために歩くで移動する必要があり、住民の乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	提 案 事 業 （事 業 名）			
H29	163	03.医療・ 福祉	都道府県	山形県、青森 県、宮城県	厚生労働省	医療法第七条	感染症病床と結核病 床との区分解消による結核 病院入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感 染症として整理されているが、医療法においては、結核 病床及び感染症病床に区分されたままである。近々、 病院から100km以上離れた地域の患者も多く、特に高齢患者では転院・移送等による本人及び家族の身体的・精神的負担は大きい。	全国的に結核の低まん延化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経営的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。 そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がかなり、患者を別の医療圏へ転院・移送送込になればならない。	提 案 事 業 （事 業 名）		
H29	164	08.消防・ 防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要綱第1- (2)-ウ	災害救助法における現 物供給手段の適用拡大	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。また、様々な情報が爆発的に拡散され、極端な例では「動物園からライオンが逃げた」というデマまで流れる等、被災者に混乱が生じた。 そのような中、当市では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報を必要とする被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。 また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。	【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類（第4条）が定められ、災害救助事務取扱要綱により、応急救助に当たっての留意事項として、情報提供について、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者の住民に対する十分な情報提供が行われるよう配慮がなされている。（第6-1-(2)-ウ）	【支障事例】 現状の制度では、コールセンターの設置は災害救助法の適用外となっており、正確な情報を必要とする被災者へ提供することに苦慮した。また、職員が電話対応に追われ、他の優先すべき災害業務に直ちに従事することができなかった。	提 案 事 業 （事 業 名）
H29	165	08.消防・ 防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要綱第4- 1-(1)-イ-(二)	災害救助法における運 送機器設置要件の適用拡 大	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後も余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所になってしまった。	【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類（第4条第1項）が定められ、災害救助事務取扱要綱において、避難所の設置について「既存の建物が得られないときは、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設置して実施することもやむを得ない」とされている。（第4-1-(1)-イ-(二))	【支障事例】 現状の制度では、車中泊による避難所の場合は、避難所とみなされ、災害救助法の適用外となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。 また、多数の車両の入り込みにより、地元の配水管が破裂が破损し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となった。	提 案 事 業 （事 業 名）
H29	166	08.消防・ 防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	災害救助法における現物給付 の原則	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上（みなし）契約及び生活必需品の支給について、現物給付を基 準とする現物給付手続等の簡素化	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上（みなし）の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者の住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。 この契約において、通常であれば、入居者と貸主（不動産事業者）の二者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上（みなし）の場合は、入居者と貸主（不動産事業者）が通常は非常に煩雑となり、多くの労力を要する。 また、賃貸契約の締結についても、配達業界の手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりすることによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間が必要となる。	【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。	【支障事例】 現状の制度では、賃貸契約についても、配達業界の手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりすることによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間が必要となる。	提 案 事 業 （事 業 名）
H29	167	08.消防・ 防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B. 地 方 に 対 す る 規 制 綱 領	災害救助法における現物給付 の原則	災害救助法における現物給付 の原則	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、賃貸契約においても、金銭支給が認められており、民間賃貸住宅借上（みなし）についても、賃貸（不動産業者）と入居者（被災者）の二者間での契約の後、行政が賃貸（不動産業者）に費用を支給するという契約手続を採用することができる。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券についても支給の手段としては考へにいきされているところから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持て、量販店（もしくは必需品の集積地団体）で必需品を交換するといった手続をとることができる。	【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。	【支障事例】 現状の制度では、金銭支給が認められており、民間賃貸住宅借上（みなし）についても、賃貸（不動産業者）と入居者（被災者）の二者間での契約の後、行政が賃貸（不動産業者）に費用を支給するという契約手続を採用することができる。	提 案 事 業 （事 業 名）

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参照化し、国の基準を十分参考した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_161">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_161</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【警察庁(1)】(国土交通省(9)) 一般道路運送法(昭26法183)及び道路交通法(昭35法105) 一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車を禁止する場所の特例(道路交通法49条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に關し必要な協議を行つための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引き」に掲載する。	—	【警察庁】道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて(平成30年3月7日付け警察庁規第5号) 【国土交通省】「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐(停)車可の交通規制に係る取扱いについて」等の周知について(平成30年3月7日付け事務連絡)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_162">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_162</a>		
6【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205) (1)結核患者については、同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと(施行規則10条5項)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることができることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	【厚生労働省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針)に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成30年3月1日付け健康省030第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_163">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_163</a>		
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (2)災害救助法(昭22法118) 借上型応急仮設住宅の供与については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体等に平成30年度中に周知する。	—	借上型応急仮設住宅の供与について、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を関係団体等に周知した。	【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料4-1(令和元年5月14日災害救助法等担当者全国会議)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_166">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_166</a>	内閣府政策統括官(防災担当)付 事務官(被災者行政担当)

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野 の属性	提案団体 の属性	関係府省	提案 団体	提案 団体	提案 事項 重要度	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における既終了の 審査結果(概要)
H29	167	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法、第18条の15(特定じん排出等事業の実施の届出等)、第28条(資料の提出の届出等)、建設リサイクル法、第10条(対象建設工事の届出等)	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同様に環境行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定する。	【現行制度】 大気汚染防止法では石綿排出等事業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。 また、同法では、国と都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。 【支障事例】 各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。 本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ための限りの取組として、石綿含有建材の有無について記載のある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政府(建設リサイクル法の届出等)に限っては申請の届出等)についても、届出漏れを防ぐための取組としている。 また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	168	12_その他	都道府県	埼玉県	財務省	A 税關 移譲	会計法第48条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	国の会計事務に関する任用の指定都市への付与 指定期間の指定都市への付与	【現行制度】 国費負担事務により、知事又は市町村の指定する職員に行なうことを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。 【支障事例】 各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。 一方、国費負担金に係る申請や変更申請手続、繰越赤字申請前の調整等について、指定都市は市町村を介さず直接行なうことを認めていたが、これからの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続(官庁手帳システムの打込み作業等)のみを担当している。 【支障事例】 指定都市は、申請手続等で国と直接行なうものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけではなく、短期間に必要資料作成等の事務処理を行なわなければならぬ。 また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会(示達確認、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。 例えば、社会資本整備統合交付金関係では、H28年度、35件約66億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費負担金やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	169	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 税關 移譲	土地区画整理法第55条第2項、第3項	市町村土地区画整理事業の事業計画を実施した際の意見書の提出先を市町村長とする。 市町村長への変更	【現行制度】 市町村が実施する土地区画整理事業の事業計画を実施した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付与し、当該審議会で審議することとされている。 また、都道府県都市計画審議会に付与される意見書についても、都道府県都市計画審議会に付与される意見書についても、同審議会で審議することとされている。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会が開催されるに当たって、事前に市町村への開催の申告をする必要があり、2週間前を要している。 また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えられており、理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県は都計画審議会委員会員6名、平成29年6月現在)、会議委員及び監査会議員の日程調整や審議の事前説明、会場の手配に3~4ヶ月程度の準備期間を要するなど、都計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催する必要があることが挙げられる。 こうしたことから、意見書が提出されるから審議や事業計画の決定に時間要する。 さらに、審議会においては県は実行者の意見を代弁する形となっており、実行者自らが審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	170	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	浄化槽市町村整備推進事業の交付要件の弾力化	合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型の交付要件(循環型社会形成推進交付金)について、戸数要件を見直すこと	【現行制度】 本県では、河川の水質改善のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しており、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標としている。 浄化槽市町村整備型は、交付金の交付要件が実績を競争する場合、③過疎地域自立促進特別措置法等に定める地域のいすれかの条件を満たす場合にあつては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上としている。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県は都計画審議会委員会員6名、平成29年6月現在)、会議委員及び監査会議員の日程調整や審議の事前説明、会場の手配に3~4ヶ月程度の準備期間を要するなど、都計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催する必要があることが挙げられる。 さらに、審議会においては県は実行者の意見を代弁する形となっており、実行者自らが審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。	-
H29	171	10_運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第3条、第4条、第5条、第24条	旅行業法に基づき、観光庁や都道府県が登録している旅行業者の登録情報を一括して観光庁のホームページ等で公開すること	【現行制度】 旅行業法第3条、第4条、第5条、第24条に基づき、旅行業者の登録情報を各登録者で管理している。第1種は観光庁、第2種、3種、地域限定、旅行業代理業者は本社が所在する都道府県)。 また、平成26年7月25日付で観光産業No.001登録旅行業者の登録情報の公開についてに基づき、観光庁や都道府県は各ホームページ(以下、HP)で登録旅行業者の登録情報を公開している。 【支障事例】 住民が旅行商品購入後に業者の信頼度を知るために登録状況を確認したい場合や、民間事業者等が旅行業務に係る取引を検討する際に信用情報として相手方となる事業者の登録状況を確認したい場合に、登録先にはHPで確認できる情報を見つけるのが難しい。 旅行業者自身が登録するHPでは、HPをつづらうる必要があり、手数がかかる。 また、そのような住民や民間事業者等から都道府県に問い合わせがあった場合に、都道府県側も他自治体の登録状況を一括して見られないため、迅速な回答が難しい。 【制度改正の必要性】 住民が信用情報を探査するのに、旅行商品購入に関するデータ(登録情報)を問い合わせるが、トラブル発生時に航空券が届かない。 その状況下で、相手方事業者本社の所在地が分からず、かえり、別に掲載されている登録情報を1つずつ確認することは、手数がかかる。 観光庁と都道府県が開設する登録情報(登録番号、登録年月日等)を一括化し、定期的に更新することで、住民等が情報検索にかかる手間が軽減され、トラブルの迅速な解決に資する。	-
H29	172	04_雇用・労働	都道府県	埼玉県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱第9、20条 「プロフェッショナル人材戦略推進事業」に係る事業の実施(平成29年9月19日内閣府)、 地方創生推進交付金等の採択事業の実施着手について(内閣府)、 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府)	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から認めない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	【支障事例】 本県では、地方創生推進交付金について、地方の財源を充てるために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。 アプロフェッショナル人材事業は、埼玉県がアプロフェッショナル人材戦略推進事業を設置して、各地域の中小企業の従業員の雇用を確保し、人材とのマッチング支援等を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「認めの経営」の意欲を奨励し、新たな事業展開をより高め geproフェッショナル人材を活用して経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのために、事業年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	173	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	【現行制度】 公営住宅とは、公営住宅法により「国の補助に係るもの」と定義されており、国の補助を受けて自治体が建設したものは又は民間住宅を買い取り若しくは借り上げたものの3種類に区分される。 本県の状況 地域の住環境の変化により、本県が独自に整備し、公営住宅より所得のやや高い者に供給している住宅の需要が低下している。その一方で、公営住宅に対する需要は依然として高く、その他住宅を低額所得者向けに転用するが望ましい状況が生じている。 なお、公営住宅法では買取りや借り上げににより公営住宅に付属する施設等を所有する者に課税されるが、施設等を所有する者向けに転用するが望ましい状況が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>
H29	174	03_医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金について、同実施要綱第4条、第5条、同実施要綱3(4)	地域少子化対策重点推進事業実施要綱において、 ①具体的な審査方法(審査体制、審査手続、審査者等、當有者等)などを記載したうえで、どの段階でどのような判断がなされたのか、も全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。 ②公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(申請の要件や委託金額の算定基準等)を客観的に判断できるものと記載するうえで、その申請自治体に公開し、申請者に審査結果がわかるよう支援すること。 ③審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。	【現行制度】 地域少子化対策重点推進交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けることとされている。また、審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの審査手続の基準を推進するかしない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した審査構築が困難な状況となり審査過程における指揮権事項で何度も修正が必要となるなど、審査手続が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げになっている。 また、申請手続についても明確な理由なく承認期間が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を求めており、申請時に入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、円滑な事務執行上、負担が増加する。 さらに、他県の事業例について内閣府からの情報提供がほとんどなく、少子化社会対策大綱の重点課題や当該交付金の目的である先進事例の全国展開の推進にも支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【環境省】 (1)大気汚染防止法(昭42法97) 都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報について、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【環境省】大気汚染防止法第28条第2項に基づく資料の提出の要求等について(平成30年3月15日付け環水大大発第1803151号-1) <a href="https://www.east.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_167">https://www.east.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_167</a>	<a href="https://www.east.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_167">https://www.east.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_167</a>	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金について、以下の措置を講ずる。 (i)新規事業及び既存事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び公営住宅法(昭26法193) (i)地方公共団体が法律又はこれに基づく命令に基づいて設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「独自住宅」といいます。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づき公営住宅法第3章の規定による管理業務(入居者決定(同法25条)、明渡請求(同法29条及び32条)及び収入状況の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることの可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (ii)独自住宅の建設について、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、借地借家法(昭3法90)の規定の適用を受けない公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(公営住宅法36条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に係る明渡請求と同様の明渡請求に係る規定を設ける場合の留意事項について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)	—	—	【国土交通省】指定管理者制度により独自住宅を管理する場合の指定管理者に行わせることができる業務について(通知)の通知等について(平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】地方公共団体が独自住宅に係る規定を設ける場合の留意事項について(通知)(国住備第483号、平成30年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_173">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_173</a>	
6【内閣府】 (21)地域少子化対策重点推進交付金 地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年度中に周知する。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (4)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22年6月25日法律第252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。)	(平30) 5【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22年6月25日法律第252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文 【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について(令和元年6月14日老発0614第2号)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_175">https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_175</a>	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (23)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者である子どもに対する学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法第8条第1項の2、以下この事項において同じ。)及びひとり親家庭等に対する母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の3に規定する子ども家庭生活向上事業並びに同法35条の2に規定する寡婦生活向上事業(以下この事項において同じ。)のうち子どもの生活・学習支援事業等(111条に規定する母子家庭生活向上事業並びに同法35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。以下この事項において同じ。)のうち子どもの生活・学習支援事業等を具体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事務の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年中に周知する。	—	生活困窮世帯の子どもに対する学習の援助を行う「子どもの学習支援事業」とひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を一体的に実施している事例の実態を行い、具体的な取組内容(事業・実施)にあたり工夫している内容等の参考情報を事例集としてまとめ、地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_178	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していくよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	6【文部科学省】 (8)【厚生労働省】 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していくよう、介護福祉士修学資金貸付等の活用の促進について、全国会議を廻し、都道府県に周知する。 【措置済み(令和元年9月18日介護人材確保地域戦略会議)】	介護福祉士修学資金貸付等の活用の促進について周知	【厚生労働省】介護人材確保地域戦略会議(令和元年9月18日) https://www.ao.go.jp/bunkensuishin/teianbousyu/2017/h29h_tsuchi.html#h29_182	文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省社会・援護局福祉基盤部人材確保対策室	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(実施内容) (掲載年:におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に関して優れた職見を有する者により構成される審議会を置くものとすること、文化財保護に知識を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)男童福祉法(昭22法164) (イ)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (2)児童扶養手当法(昭36法238) (イ)児童扶養手当の受給者が遷籍して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)について、は、児童扶養手当の支給機関は、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も請うえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令元> 【厚生労働省】 (2)児童扶養手当法(昭36法238) (イ)児童扶養手当の受給者が遷籍して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関は、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も請うえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有を可能とし、地方公共団体に通知する。 【厚生労働省】(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)	年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には児童扶養手当の返還が生じる可能性がある旨を周知するためのチラシを年金事務所及び自治体の窓口に設置した。日本年金機構等マイナンバーを活用した情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な年当額の算定が可能となる。	【厚生労働省】児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な手続を説明について(平成31年1月11日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】児童扶養手当と公的年金等との併給調整に関するチラシの設置(平成31年2月22日事務連絡) 【厚生労働省】児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について(令和元年10月28日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_186">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_186</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
6【厚生労働省】 (22)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) ひとり親家庭等日常生活支援事業(17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。)については、以下のとおりとする。 ・子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員については、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども・子育て支援法(平24法65)59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第1項)における援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は当該講習を終了した者をみなすこととされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員に選定することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・子育て支援の便宜を実施する施設については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新規事業及び既存事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 ( ii )地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ( iii )事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新規事業及び既存事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 ( ii )地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 ( iii )事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【法務省】 (1)厚生労働省(15)【法務省】 生活保護法(昭25法144) 保護の実施機関が行う保護による保護の開始(25条1項)については、資産がないなど要保護の状態にある成年被後見人が適切に保護されるよう、権利をもって保護を開始しなければならないとしている(急逝の場合)に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体に通知する。 あわせて、要保護者の発見・連絡に向け、保護の実施機関と連携する関係機関として成年後見人が含まれることを明確化するため、平成29年度に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に關係する機関に情報提供する。	—	—	【法務省】厚生労働省(1)生活保護問答集についての一部改正について(平成30年3月30日事務連絡) 【法務省】厚生労働省(1)生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方についての一部改正について(通知)(平成30年3月30日付け社労保発0330第8号) 【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_190">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teinbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_190</a>	法務省

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【農林水産省】 (6)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成5年法58) 特定農地貸付けに係る手続については、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付対応の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行う前であっても、特定農地貸付けを行おうとする農地に係る所有権又は使用収益権の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	—	—	【農林水産省】法人格なき団体による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け29農振第2590号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_191">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_191</a>	
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67) (1)住民監査請求に係る職員措置請求書(施行規則13条)について、平成29年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。	—	—	【総務省】地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(平成30年3月29日付け總行第72号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_193">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_193</a>	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (13)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (15)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の開催・議決については、予備委員の確保等に関する取組事例を、地方公共団体に2018年度中に周知する。	精神医療審査会に係る予備委員の確保等に関する取組事例を周知した。	【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_195">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_195</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (iii)喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (25)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ii)喀痰吸引等研修のうら、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に2018年度中に周知する。	喀痰吸引等研修の基本研修について、研修実施主体の事業所以外の場所への講師派遣等が可能である旨を周知した。	【厚生労働省】喀痰吸引等業務に関するQ&Aについて(平成31年3月29日付け) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福人社材確保対策室事務連絡	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_196">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_196</a>	厚生労働省社会・援護局福祉基盤福人社材確保対策室
5【厚生労働省】 (3)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 喀痰吸引等業務を行事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。	—	—	【厚生労働省】指揮監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について(平成30年2月8日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) 【厚生労働省】登録喀痰吸引等事業者・登録特行行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査について(令和2年2月13日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福人社材確保対策室、内閣府地方分権改革推進室事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_197">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_197</a>	
6【厚生労働省】 (30)統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】	—	—	【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計第一係事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_198">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_198</a>	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (40)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。	<令3> 6【厚生労働省】 (57)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 【措置済み(令和3年度全国ひとり親世帯等調査 調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局))】	令和3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。	【厚生労働省】令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_200">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_200</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
6【国土交通省】 (12)道路法(昭27法180) (1)道路の占用の許可(32条1項)については、同許可に係る無地性の基準(33条1項)の充足について道路管理者が判断するに当たり、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できること及び都市再生特別措置法(平成22年)に基づく道路の占用の許可基準の特徴を受けるに当たり、公共公益施設の整備に關する事項等を記載事項に含まない都市再生整備計画を策定することができるることについて、平成29年度中に、これらの取扱いに係る活用事例集を作成するとともに、地方公共団体に改めて周知する。	—	—	【国土交通省】道路の占用に係る無地性の基準等の取扱いについて(平成30年3月26日付け国土交通省都市局まちづくり推進企画専門官・道路局政策道路利用調整室課長補佐事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_201">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_201</a>	

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省	提案 方針等	提案事項 （重複なし）	求めらる措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 選択結果（確定案）		
								支障事例			
H29	202	10.運輸・ 交通	指定都市	新潟市	国土交通省	道路運送法第21条 B. 地方に対する規制緩和	道路運送法第21条に基づく実証実験の1年要件の緩和 「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送許可の取扱いについて」(平成18年9月15日付 国自旅第140号 自動車交通局長通達)	社会実験による一般貸切旅客自動車運送については、運送実験法第21条第2号に基づく、「一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うもの」として、平成18年9月15日付で通過「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送許可の取扱いについて」(平成18年9月15日付 国自旅第140号 自動車交通局長通達)	【制度改正の経緯】 コミュニケーションバス(バス、住民バス)の社会実験については、利用者等の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの変更等を行なながら、最長3年間の利用状況や収支を検証し、本格運行への移行の可否を判断している。 また、利用可能なバス路線として社会実験の効果を確認するためにには1年間の期間限定では不十分であり、3年間は必要と考えている。 【支障事例】 現状では、第21条の「一時的な需要のための対応として1年間の許可をいただき、その後は、第4条に切り替えて社会実験での運行を継続しているが、平成27年度の江南区内における住民バス社会実験において、第21条の第4条への切り替え年度途中で、年度末までの残期間予算は確保されていながら、次年度予算が確保されていない(継続的な運行の担保がない)として第4条の許可が得られず、社会実験としてのバス運行が止まり、住民に不便を与える支障事例があった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	
H29	203	10.運輸・ 交通	指定都市	新潟市	国土交通省	道路運送法第9条第4項 B. 地方に対する規制緩和	地域公共交通会議における協議を変更してもらうとともに、道路運送法第15条第1項 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付 国自旅第161号 自動車局長通達)	地域公共交通会議で協議が譲った一般乗用旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更してもらうとともに、地域公共交通会議での協議を変更して輸送局へ届けるが、すでに協議が譲っている地域の経営の変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるようすることを求めるもの。	【制度改正の経緯】 当市主催する地域公共交通会議では、よりゆる協調路線に係る運賃、路線、ダイヤの変更等について、地域などの関係者間で協議、合意した案件に同意し、その後に運行事業者が運輸局へ許可申請や変更申請等を出している。しかし、毎回の協調変更や新規工事等に従う一定期間の運行変更(迂回)、過去において既に同意されてるものも繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等、地域の関係者間で合意している範囲内の「運賃や変更等」を望まれた案件についても、運輸局への申請時に地域公共交通会議での同意が必要となることがある。また、これについては、法令上に同意を得る必要がある旨の具体的な事項の規定がなく、運輸局により地域公共交通会議での同意が必要な事項をその都度、確認し、会議等の開催を行っている。 【支障事例】 当市においては、地域での協議、区役所での地域公共交通会議部会等の合意で、地域公共交通会議で同意を得ていることから、運輸支局の申請までに約2ヶ月間必要となる。そのため、許可までに約3ヶ月有り、一定期間の経営変更が必要な工事等に支障をきたす事例や、地域のパンツ時に子どもや障害者の運賃を割り引く提案を受けたが、申請までの期間が足りず断念する事例があった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	
H29	204	12.その他	指定都市	新潟市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	法第252条の20第8項の規定により適用する法第202条の5第2項に準用する法第202条の5第2項 「構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制緩和を求めるもの。	地域協議会構成員要件の規制緩和	【制度改正の経緯】 当地域協議会構成員については、地方自治法(以下「法」という)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項に「区の区域内に住所を有する者」とされている。 「住所」とは、自然人については生活の本拠地その者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもつて住所とするものと解される。 本市としては、区内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教員や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。 指定市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用できる法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会・効果が生じるものと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	
H29	205	05.教育・ 文化	施行特例市	長岡市	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の半額負担に関する法律と学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(6) (22) (23)、平成25年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(平成29年4月3日28施設助第40号)	学校給食施設整備について、施設を改修する整備に対する補助対象を求める。	現在、多くの給食室において老朽化が進んでおり、衛生面や調理員の安全面から給食室のドライ化などの改修が求められているが、現制度の学校施設環境改善交付金の学校給食施設整備事業では、新增築や改修のみが補助対象であり改修工事については補助を受けることができないから、施設の改修が進んでいない。 (なお、学校施設環境改善交付金「大幅改修(大修)」に対する補助金は、改修・補助対象となるが、校舎の外部及び内部の両方を全面的に改修する工事であること、また、給食室が校舎と同一棟であることを満たなければ補助対象にはない)。また、補助対象事業費の上限は2億円であるが、校舎の大規模改修工事の事業費は通常2億円を大幅に上回るため、実際に活用する事が難しい。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka_yosan.html</a>	
H29	206	03.医療・ 福祉	一般市	栃木市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第3項の規定による児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成29年4月3日28施設助第40号)	子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとされている。 しかしながら、栃木市内には①～③及び他の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できいため、栃木市内で本事業を実施できおらず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施せざるを得ない状況にある。 近年、育児疲れや精神的の障害を持つ保護者による虐待が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効果はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルが低く、虐待防止がされている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	
H29	207	03.医療・ 福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規制緩和(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和を求める。	【提案の背景】 訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項(「従うべき基準」)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとしている。 このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護養護事業所及び指定深夜対応型訪問介護事業所に限り兼務が認められている。 事業所が「訪問介護事業」と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一連的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここでいう第一号訪問事業は、訪問介護におけるサービスの指し、子育て短期支援事業を実施できるようにすることにより、より身近な場所で本事業が実施でき、さらには虐待防止等にも有効に活用することができるため、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化することを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	
H29	208	03.医療・ 福祉	一般市	高岡市	内閣府・文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	子ども・子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要しない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象となること	く現段つ 幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。 幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)ことになっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳未満の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。 く支障事例(総論)　幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会がなくなってしまった児童のためのフィルド入りや、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期児童(高齢児童)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自創心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。 く支障事例(その他の)　○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり96万円程度)が受けられないので、施設や保護者の負担で給付分を貯まっている。 ○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けない児童は正式な手段でいるため、実に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>
H29	209	09.土木・ 建築	市役所長会	特別区長会	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	・道路法第47条の7(道路の具体的な区域の決定等) ・都市計画法第12条の11(道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うための地区整備計画) ・建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通接続点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅周辺街区づくりにおいて、都市計画マスタープランに定める駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区的防災性向上のため、駅前広場の整備を進めて、広場の事業用地にかかる地権者には小売店を経営する者も多く、生活再建の場として求める代替地は駅直近を希望する者が多いため、駅周辺では市街地が既成しており、代替地の取得が困難で事業進捗を阻害している。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用して、商業テナントと住居が共存するビルを建設する案を検討している。区としては、駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区的防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/telanbosyukokka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (i)一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験を行う計画がある場合であって、地方公共団体から要請があつた場合には、許可期間を1年以上(3年程度)とできること、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であって、地方公共団体から要請があつた場合には、再度許可(通常3年程度)を行うことを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。	—	—	【国土交通省】一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて(平成30年3月29日付け国自旅第318号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/taisanboseyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_202">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/taisanboseyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_202</a>	
6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (i) 地域公共交通会議(施行規則9条の2、運賃等の合意(9条4項)等に係る協議を行協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法59)6条、施行規則9条の3第1項のうち5号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下の事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意するが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ii) 地域公共交通会議等の協議事項については、一度地域公共交通会議等において合意した事項の内容の変更なく復帰続して行う場合には、更なる協議は不要であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 また、地域公共交通会議等において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、地域公共交通会議等に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること、書面による協議を行うこと、協議が不要な報告事項にすること等により手続の簡素化が可能であることを明確化するため、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。あわせて、軽微な変更の例についても周知する。	—	—	【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について及び運送協議会に関する国土交通省としての考え方についての一部改正について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号) 【国土交通省】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国自旅第212号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/taisanboseyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_203">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/taisanboseyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_203</a>	
6【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子育て短期支援事業(子ども・子育て支援法59条6号及び児童福祉法6条の3第3項)については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。	—	—	—	—	
6【厚生労働省】 (7)介護保険法(平9法123) (ii)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)5条2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される。旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービス)に限る。)が同一の事業所において一括的に運営されている場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することができるること、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【厚生労働省】指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスにおけるサービス提供責任者の業務について(平成30年3月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/taisanboseyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_207">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/taisanboseyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_207</a>	
6【内閣府(19)】[文部科学省(17)] 子ども・子育て支援法(平24法65) (i)幼稚園における2歳児の受入に対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼稚教育課
6【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100) 立体道路制度について、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭43法100) 立体道路制度について、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用促進と都市機能の増進などを図るために、道路の上下空間を立体的に活用する事業のニーズ等は施設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用を可能とする。 【措置済み(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号))】	—	【国土交通省】[官報]都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)(平成30年4月25日公布、7月15日施行)		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管理	分野	対象団体 の属性	地表 固有 性	関係府省	提案 区分	根拠法等	提案事項 (項目名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例		
									実施年	実施年	
H29	210	03.医療・ 福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活の総合的支援のための法律実施規則第6条の7	障害者の日常生活及び社会生活の総合的支援のための法律実施規則第6条の7	障害者の日常生活及び社会生活を伴わないか、就労社会支援等に支障を来たす事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html	
H29	211	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特定保育に関する基準等(平成27年4月1日付内閣府告示第49号)別表第2	施設型給付対象施設における重度障害者の受け入れに当たる現行の公定価格は障害児加算なく、施設の種別に財政支援が異なり、特に障害者が重要な場合における公定価格の算定に関する基準等(平成27年4月1日付内閣府告示第49号)別表第2	施設型給付対象施設において障害児を受け入れに当たる現行の公定価格では障害児加算なく、施設の種別に財政支援が異なり、特に障害者が重要な場合における公定価格の算定に関する基準等(平成27年4月1日付内閣府告示第49号)別表第2	施設型給付対象施設において障害児を受け入れに当たる現行の公定価格では障害児加算なく、施設の種別に財政支援が異なり、特に障害者が重要な場合における公定価格の算定に関する基準等(平成27年4月1日付内閣府告示第49号)別表第2	施設型給付対象施設において障害児を受け入れに当たる現行の公定価格では障害児加算なく、施設の種別に財政支援が異なり、特に障害者が重要な場合における公定価格の算定に関する基準等(平成27年4月1日付内閣府告示第49号)別表第2
H29	212	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	社会福祉法第2条第3項第8号同様69条、72条、0411第7号厚生労働省社会・接觸認知通知/社会福祉法第3項に規定する生計困難者のために無条件で低額料金で宿泊所を利用させることを実施の段階及び運営についての一部改正について(通知)	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に見直すこと	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する届出制を許認可制に見直すこと	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する届出制を許認可制に見直すこと	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する届出制を許認可制に見直すこと
H29	213	01.土地利 用(農地除 く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	審定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置付けられることが必要となるが、1工区の地籍調査は、一筆地調査、地籍図・簿籍作成、閲覧、認証・法務局送付の手続に数か年を要するため、整備計画の前半は地籍調査が進むこととなる。このため、基幹事業が1~2年延期され、次期計画に位置付けられた場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地籍調査はどの工程まで完了する必要があるかが不明確である。道路事業計画など用地買収が含まれる基幹事業は、事業着手が流動的ため、突如として整備計画に位置付けられた場合には、地籍調査の完了が困難であるため、会計監査等での対応が危惧される。	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	
H29	214	09.土木・ 建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	河川法	社会資本整備総合交付金の要件緩和等	社会資本整備総合交付金の要件緩和等	川崎市の維持管理する河川延長は約38kmあるが、そぞら、約6箇所が河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理する河川(中小河川)の堤防工事・護岸工事等の補修・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源に非常に苦慮している。	川崎市の維持管理する河川延長は約38kmあるが、そぞら、約6箇所が河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理する河川(中小河川)の堤防工事・護岸工事等の補修・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源に非常に苦慮している。
H29	215	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	河川の改修後は、河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理する河川(中小河川)の堤防工事・護岸工事等の補修・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源に非常に苦慮している。	河川の改修後は、河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理する河川(中小河川)の堤防工事・護岸工事等の補修・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源に非常に苦慮している。
H29	216	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童養護施設に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童養護施設に係る請求及び支払事務)の簡素化	河川の改修後は、河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理する河川(中小河川)の堤防工事・護岸工事等の補修・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源に非常に苦慮している。	河川の改修後は、河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。現行の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理する河川(中小河川)の堤防工事・護岸工事等の補修・修繕については、要件に合致しないため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源に非常に苦慮している。
H29	217	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化	子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化	地政などし、子育て支援交付金は、市町村が実施主体となり、国及び他の子ども・子育て支援交付金を交付して実施している。本事業に対する当該交付金の組合せは自・県それぞれの1つであり、対象団体は交付額もしくは手当額も自・県である。	地政などし、子育て支援交付金は、市町村が実施主体となり、国及び他の子ども・子育て支援交付金を交付して実施している。本事業に対する当該交付金の組合せは自・県それぞれの1つであり、対象団体は交付額もしくは手当額も自・県である。
H29	218	02.農業・ 農地	一般市	黒石市、青森県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	出生国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の実習者による技能実習修習が実施から就業まで一連なる効果的な外国人の技能実習の適正化実施及び技能実習の保護に関する法律第8条	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者による技能実習修習と農業協同組合等での農業者と農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者による技能実習修習と農業協同組合等での農業者と農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者による技能実習修習と農業協同組合等での農業者と農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	
H29	219	03.医療・ 福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	平成29年度全国ひとり親世帯等調査について(厚生労働省用意等)児童扶養手当通知	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が世帯を訪問する際に世帯手当を配布することとなっている。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が世帯を訪問する際に世帯手当を配布することとなっている。

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年付:付15のもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (5)自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (5)自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害種別にいかかわらず利用可能とするよう、省令を改正する。 【措置済み】(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号))	—	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号) <a href="https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_210">https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_210</a>	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (17)社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るために、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (17)社会福祉法(昭26法45) 国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保するため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等一部を改正する法律(平成30年法律第44号))	—	【厚生労働省】生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等一部を改正する法律の公布について(通知)(平成30年6月8付け子厚0608第1号、社援第0608第1号) <a href="https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_212">https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_212</a>	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(19)】【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・施設改善等加算I(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用施設及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等)(平27内閣府告示49)1条21号)における資金改善実績報告書については、基準年度における資金年度を適用した場合の資金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて(平28内閣府子ども子育て本部事務官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課))に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・職員1人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格(同告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。	—	—	【内閣府、文部科学省、厚生労働省】平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づく施設改善等加算Iに係る様式の記載方法の取扱いについて(平成30年3月30日付け通知) 【内閣府】平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて(平成30年2月9日付け事務連絡) 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】公定価格に関するFAQ(よくある質問)Ver.12(平成30年3月27日) —	—	—
6【内閣府】 (18)児童の子どものための教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平19法77) (vi)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時ににおける請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府(11)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(33)】 (vi)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時ににおける請求事務等の取扱いについては、保育所に係る請求書の標準様式を新たに定め、地方公共団体等に通知する。 【措置済み】(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部事務官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡)	保育所に係る請求書の標準様式を新たに定めた。	【内閣府】給付事務に係る請求書の標準様式について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部事務官(子ども・子育て支援担当)付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡) <a href="https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_216">https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_216</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課	—
6【文部科学省(17)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時ににおける請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。	—	—	【内閣府】子ども・子育て支援交付金の交付についての一部改正について(府子本第769号平成30年8月10日付け通知) —	—	—
6【法務省(31)】【厚生労働省(34)】【農林水産省(8)】 外国人の技能実習の適正な実習及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89) 農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の開設等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	<令3> 5【厚生労働省】 (57)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。	令3年度全国ひとり親世帯等調査の実施に当たり、各地方公共団体において世帯名簿を作成する際に、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出することとした。 全国ひとり親世帯等調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令3年度の調査から、住民基本台帳を用いてひとり親世帯等を抽出して実施することとし、その旨を地方公共団体に文書で周知する。 【措置済み】(令和3年度全国ひとり親世帯等調査調査の手引き(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課))	【厚生労働省】令3年度全国ひとり親世帯等調査の手引き <a href="https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_219">https://www.cho.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_219</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【厚生労働省】 (30) 統計法(平19法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査事項情報について、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室連絡)】			【厚生労働省】平成28年介護サービス施設・事業所調査の概況について(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室介護統計係長事務連絡)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/suishin/teisanbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_220">https://www.mhlw.go.jp/bunya/suishin/teisanbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_220</a>	
6【内閣府】(1)【文部科学省】(2)【厚生労働省】(2) 学校教育法(平22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等をいう。)及び確認監査(子ども・子育て支援法14条及び58条に基づく監査等をいう。)について、実施主体間で協議の上、効率的・効果的に指導監査等による重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。					
6【文部科学省】(7)【厚生労働省】(8) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金について、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一を図るなど、幼保連携認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続きを行う方策について検討し、平成29年度中に通知する。					
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (1)「(1)就学前の子どもにおける保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭22厚生省令63)23条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が受けられる場合の影響等について、見直しの発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行って、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。	—		【厚生労働省】平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	—	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府】(18)【文部科学省】(15)【厚生労働省】(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) ・幼保連携認定こども園施設の設備及び運営に関する基準(幼保連携認定こども園の設備の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平20内閣府令第15号)、文部科学省令第15号)及び保育士の配置基準(平成30年度途中に変更し、保育教育等の配置基準等が行われる場合の影響等について、見直しの発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づいて必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教育等の取組を支援する。					
6【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号)については、文化財保護に関する識見を有する者により構成される審査会を置くものとすること、文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。					
6【内閣府】(19)【文部科学省】(17)【厚生労働省】(31) 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。	—	市町村は事業者の届出を受理せず、利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないこと、事業者は利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であることを地方公共団体へ周知した。	【内閣府】自治体向けFAQ 第17版	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_225">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_225</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【総務省】(4)【文部科学省】(3) 地方自治法(昭26法67)及び学校給食法(昭29法160) 学校給食費(学校給食法11条2項)の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売代金(地方自治法施行令(昭22政令16)158条1項4号)に該当するため、私人に委託が可能であることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知)】			【総務省】【文部科学省】学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について(平成29年11月30日付け総務省自治行政局行政課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_226">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teisanbousyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_226</a>	
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1)介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。	<平30> 6【厚生労働省】 (36)社会福祉士等修学資金貸付制度 介護福祉士等修学資金貸付制度について、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、都道府県に平成29年度中に周知する。	介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度を地方公共団体に周知した。 【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成31年3月5日) (25)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受験者にとって費用負担が負担であることを及び介護施設、事業所から職員への介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の変なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に2018年度中に周知する。	【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成31年3月5日) https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_232	厚生労働省社会・援護局福祉基盤 人材確保対策室	
6【厚生労働省】 (36)介護福祉士等修学資金貸付制度 介護福祉士等修学資金貸付制度について、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、都道府県に平成29年度中に周知する。	—	—	【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料(平成30年3月1日) https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_233	—	—
6【国土交通省】 (7)港湾法(昭25法218) 都市計画区域内の臨港地区の指定について、計画的かつ確実な港湾施設の位置付けの促進を図るため、港湾管理者が都市計画部局との調整等に当たり留意すべき事項について、港湾管理者に平成30年度中に周知する。	—	—	【国土交通省】都市計画区域内における臨港地区的指定等に係る手続きについて(平成30年2月15日付け国土交通省港湾局総務課事務連絡) https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_234	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (12)国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置することを検討する。 また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案出本 の属性	関係府省	提案 用意	提案 用意	規制法令等	提案事項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 調整結果(無効等)
H29	241	06.環境・衛生	都道府県 環境省、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域圏合	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金における水道施設等耐震化事業	水道施設整備に係る補助対象の見直し	現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本単価要件(=水道用水1㎥当たりの資本費(減価償却費+支払利息))が設定されている。	現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本単価要件(=水道用水1㎥当たりの資本費(減価償却費+支払利息))が設定されている。	—	
H29	242	07.産業振興	都道府県 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	B. 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗立地法第8条変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本単価要件(=水道用水1㎥当たりの資本費(減価償却費+支払利息))が設定されている。	上記資本単価要件はハーフルが高く、この要件に合致しない水道事業等の耐震化が実施できない自治体が府内南部に多い(京都府の用水供給事業も含む(府営水道の資本費:61円))。しかしながら、当該自治体において水道事業等の耐震化に係る予算捻出が難しく事業実施が困難であるが、管路の耐震化更新は、各自治体においても緊急の課題であったため、上記資本単価要件の撤廃又は緩和を求める。	—	
H29	243	03.医療・福祉	都道府県 群馬県、福島県、新潟県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3等	医療従事者免許に係る各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、未精申請)に係る申請書の複数提出の廃止	医療従事者免許に係る各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、未精申請)に係る申請書の複数提出の廃止	医療従事者(※)免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、未精申請)は、住所地の都道府県知事を通じて、厚生労働大臣に提出することとされている。申請に受付窓口である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣の記載がなければ、または誤記を防ぐため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を提示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が記載された誤記がある場合に、厚生労働大臣名を記載した複数紙の申請書に付ける等の対応を行っている。申請書の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医師会(業務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。	※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	244	03.医療・福祉	都道府県 香川県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援に関する基準別表(6)厚生労働大臣が定める基準83	特定事業所集中減算の制度の見直し	指定居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬改定前の制度に戻すことを求める。	特定事業所集中減算については、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%超から80%超に引き下げられるとともに、対象サービスについても3サービスから17のサービスに拡大された。この制度改定により、本県では、減算判定の対象事業所が約6倍と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を総合的に判定するためヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要しているが、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、制度改定前後で大差がなかった。また、県内の居宅介護支援事業所からも、判定に必要な資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きいこと、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることをから質が高くなる理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を勘案しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	245	05.教育・文化	都道府県 香川県	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進(平成27年4月10日付け第84号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育部長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け第84号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育部長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育部長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け第84号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育部長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育部長通知)	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、過格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。この制度は、厚生労働省の「厚生労働大臣より「○○○○」廃止」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。申請に受付窓口である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣の記載がなければ、または誤記を防ぐため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を提示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が記載された誤記がある場合に、厚生労働大臣名を記載した複数紙の申請書に付ける等の対応を行っている。	【支障事例】 ただし、県の返還済み点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時の)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時の)で返還をせざるを得ず、本人の負担が増加する。また、県が返還済み点(7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の返済と併せて、地方創生枠の推奨者を認定し、この認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようになっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	246	12.その他	都道府県 新潟県、茨城県、群馬県	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第10条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初から事業着手ができない。交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるとなどして、年度当初から事業着手できるようにすること。 また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。	【制度改正の必要性】 現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されない。理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままでの、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。	【支障事例】 ただし、県の返還済み点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時の)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時の)で返還をせざるを得ず、本人の負担が増加する。また、県が返還済み点(7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の返済と併せて、地方創生枠の推奨者を認定し、この認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようになっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	247	06.環境・衛生	都道府県 静岡県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について第一~4	浄水場発生土のうち、砂を自然前に発生する土砂の廃掃法上での「廃棄物」として処理することとされているが、砂地盤や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」に上り、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する法律において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全・質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直し。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	248	10.運輸・交通	都道府県 静岡県	警察庁、国土交通省	A. 施限 移譲	自動車運転代行業の業務の運営の適正化に関する法律第11条	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の運営の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全・質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直し。	【経緯】 静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」に上り、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	【支障事例】 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)衛生法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 以下の措置の免許に係る申請の様式については、平成30年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。 ・医師 ・歯科医師 ・看護師 ・助産師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・衛生検査技師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・視能訓練士	—	【厚生労働省】薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(平成30年9月28日付け厚生労働省令第118号) 【厚生労働省】医師法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年11月9日付け厚生労働省令第131号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_243">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_243</a>	—	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の見直しについては、関係する審議会の意見を聽いた上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	△平30> 6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の対象となるサービス(平27厚生労働省告示95)については、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与とするよう、告示を改正する。 【措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)】	—	【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅敷葉管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成30年3月22日付け老齢0322第2号、老齢第0322第1号、老老第0322第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_244">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_244</a>	—
6【文部科学省】 (19)奨学生を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学生を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)については、予約採用者も推薦対象とすることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育部局通知)】	—	—	【文部科学省】地方創生・奨学生返還支援制度における予約採用の導入について(通知)(平成29年12月8日付け文部科学省高等教育部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_245">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_245</a>	—
6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (i)地方創生及び緑経事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i)廃棄物(2条1項)の該当性の判断については、浮水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、「行政処分の指針について」(平25環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等で示されている、地方公共団体が物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、吸引箇所の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成30年度中に周知する。	—	廃棄物(2条1項)の該当性の判断について、浮水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、地方公共団体が総合的に勘案して判断するものであることを地方公共団体に周知した。	【環境省】全国都道府県及び令指定都市等環境担当部局長会議資料(平成31年1月25日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_247">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_247</a>	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
6【国土交通省】 (22)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57) (i)自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化については、都道府県において条例で規定が可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (ii)自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、交通の安全及び利用者の保護の観点から、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。	—	—	【国土交通省】平成29年の地方からの趣旨等に関する対応方針を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について(技術的助言)(平成30年12月14日付け国自旅第202号の1)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_248">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_248</a>	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース



## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	年 別 管理	分野	提案田舎 の属性	関係省 内閣府、厚 生労働省	提案 対象	提案 対象	提案 方針等	提案事項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な施策例	提案中における最終的な 審査結果(結果等)
H29	257	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、京都 府、兵庫県、和 歌山県、大阪市	内閣府、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準第95条及び96条 の認定こども園法	保育所等の人員配置基 準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るために、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条の認定こども園法	保育士不足による待機児童の解消を図るために、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条の認定こども園法	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の導入化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>
H29	258	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、京都 府、兵庫県、和 歌山県、大阪市	内閣府、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	児童福祉法第45条第2項 規制緩和	保育室等の居室面積基 準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保 育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけ ではなく待機児童が発生している新規住宅地等も適用で きるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	259	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、京都 府、兵庫県、和 歌山県、大阪市	内閣府、厚 生労働省、 国土交通省	B. 地方 に対する 規制緩 和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号) 建築基準法施行令第28条 建築基準法施行令第19条	保育所等の設置に係る 採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高齢マンションの建設プラン等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka.html</a>	
H29	260	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、京都 府、兵庫県、和 歌山県、徳島 県、大阪市、神 戸市、関西広域 連合	内閣府、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	安心こども基金管理運営要綱、 安心こども基金管理運営費支援事業実 施要綱	認可外保育施設に対する 規制緩和	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等が施設の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合がある。主たる待機児童対策である認可保育所等の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等の整備」だけでは、いくつも財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保育者からは、駅に近い認可外の方が時間にフレキシブルで働きながら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可外保育施設に利用する保育の受け皿の確保が機能的で実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は民間にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たさない場合がある。認可外保育施設であって、具体的な責任において安全確保のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の責務が担はれた運営者を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効率的に待機児童を解消することができると考える。例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としている。例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設についても、一定の基準を満たしている施設で利用する者負担額を軽減することができるようとする。安心こども基金については、認可化移行を行っていない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている施設で利用できるよう見直しを行おう等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育費付費補助事業等)の補助条件の在り方にについて見直しを求める。(補助単体の増額を求めるものではない)。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukokka_yosan.html</a>	
H29	261	03.医療・ 福祉	都道府県 大阪府、京都 府、兵庫県、和 歌山県、大阪市、 神戸市、関西広域 連合	内閣府、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用保育を受ける費用の額の算定に係る基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成27年7月1日内閣府告示第33号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成28年7月1日内閣府告示第53号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成29年7月1日内閣府告示第54号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成30年7月1日内閣府告示第55号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成31年7月1日内閣府告示第56号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成32年7月1日内閣府告示第57号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成33年7月1日内閣府告示第58号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成34年7月1日内閣府告示第59号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成35年7月1日内閣府告示第60号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成36年7月1日内閣府告示第61号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成37年7月1日内閣府告示第62号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成38年7月1日内閣府告示第63号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成39年7月1日内閣府告示第64号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成40年7月1日内閣府告示第65号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成41年7月1日内閣府告示第66号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成42年7月1日内閣府告示第67号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成43年7月1日内閣府告示第68号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成44年7月1日内閣府告示第69号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成45年7月1日内閣府告示第70号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成46年7月1日内閣府告示第71号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成47年7月1日内閣府告示第72号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成48年7月1日内閣府告示第73号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成49年7月1日内閣府告示第74号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成50年7月1日内閣府告示第75号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成51年7月1日内閣府告示第76号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成52年7月1日内閣府告示第77号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成53年7月1日内閣府告示第78号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成54年7月1日内閣府告示第79号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成55年7月1日内閣府告示第80号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成56年7月1日内閣府告示第81号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成57年7月1日内閣府告示第82号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成58年7月1日内閣府告示第83号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成59年7月1日内閣府告示第84号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成60年7月1日内閣府告示第85号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成61年7月1日内閣府告示第86号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成62年7月1日内閣府告示第87号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成63年7月1日内閣府告示第88号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成64年7月1日内閣府告示第89号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成65年7月1日内閣府告示第90号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成66年7月1日内閣府告示第91号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成67年7月1日内閣府告示第92号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成68年7月1日内閣府告示第93号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成69年7月1日内閣府告示第94号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成70年7月1日内閣府告示第95号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成71年7月1日内閣府告示第96号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成72年7月1日内閣府告示第97号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成73年7月1日内閣府告示第98号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成74年7月1日内閣府告示第99号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成75年7月1日内閣府告示第100号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成76年7月1日内閣府告示第101号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成77年7月1日内閣府告示第102号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成78年7月1日内閣府告示第103号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成79年7月1日内閣府告示第104号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成80年7月1日内閣府告示第105号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成81年7月1日内閣府告示第106号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成82年7月1日内閣府告示第107号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成83年7月1日内閣府告示第108号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成84年7月1日内閣府告示第109号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成85年7月1日内閣府告示第110号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成86年7月1日内閣府告示第111号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成87年7月1日内閣府告示第112号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成88年7月1日内閣府告示第113号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成89年7月1日内閣府告示第114号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成90年7月1日内閣府告示第115号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成91年7月1日内閣府告示第116号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成92年7月1日内閣府告示第117号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成93年7月1日内閣府告示第118号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成94年7月1日内閣府告示第119号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成95年7月1日内閣府告示第120号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成96年7月1日内閣府告示第121号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成97年7月1日内閣府告示第122号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成98年7月1日内閣府告示第123号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成99年7月1日内閣府告示第124号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成100年7月1日内閣府告示第125号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成101年7月1日内閣府告示第126号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成102年7月1日内閣府告示第127号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成103年7月1日内閣府告示第128号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成104年7月1日内閣府告示第129号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成105年7月1日内閣府告示第130号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成106年7月1日内閣府告示第131号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成107年7月1日内閣府告示第132号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成108年7月1日内閣府告示第133号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成109年7月1日内閣府告示第134号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成110年7月1日内閣府告示第135号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成111年7月1日内閣府告示第136号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成112年7月1日内閣府告示第137号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成113年7月1日内閣府告示第138号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成114年7月1日内閣府告示第139号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成115年7月1日内閣府告示第140号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成116年7月1日内閣府告示第141号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成117年7月1日内閣府告示第142号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成118年7月1日内閣府告示第143号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成119年7月1日内閣府告示第144号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成120年7月1日内閣府告示第145号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成121年7月1日内閣府告示第146号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成122年7月1日内閣府告示第147号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成123年7月1日内閣府告示第148号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成124年7月1日内閣府告示第149号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成125年7月1日内閣府告示第150号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成126年7月1日内閣府告示第151号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成127年7月1日内閣府告示第152号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成128年7月1日内閣府告示第153号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成129年7月1日内閣府告示第154号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成130年7月1日内閣府告示第155号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成131年7月1日内閣府告示第156号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成132年7月1日内閣府告示第157号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成133年7月1日内閣府告示第158号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成134年7月1日内閣府告示第159号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成135年7月1日内閣府告示第160号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成136年7月1日内閣府告示第161号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成137年7月1日内閣府告示第162号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成138年7月1日内閣府告示第163号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成139年7月1日内閣府告示第164号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成140年7月1日内閣府告示第165号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成141年7月1日内閣府告示第166号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成142年7月1日内閣府告示第167号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成143年7月1日内閣府告示第168号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成144年7月1日内閣府告示第169号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成145年7月1日内閣府告示第170号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成146年7月1日内閣府告示第171号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成147年7月1日内閣府告示第172号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成148年7月1日内閣府告示第173号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成149年7月1日内閣府告示第174号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成150年7月1日内閣府告示第175号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成151年7月1日内閣府告示第176号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成152年7月1日内閣府告示第177号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成153年7月1日内閣府告示第178号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成154年7月1日内閣府告示第179号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成155年7月1日内閣府告示第180号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成156年7月1日内閣府告示第181号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成157年7月1日内閣府告示第182号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成158年7月1日内閣府告示第183号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成159年7月1日内閣府告示第184号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成160年7月1日内閣府告示第185号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成161年7月1日内閣府告示第186号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成162年7月1日内閣府告示第187号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成163年7月1日内閣府告示第188号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成164年7月1日内閣府告示第189号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成165年7月1日内閣府告示第190号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成166年7月1日内閣府告示第191号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成167年7月1日内閣府告示第192号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成168年7月1日内閣府告示第193号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成169年7月1日内閣府告示第194号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成170年7月1日内閣府告示第195号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成171年7月1日内閣府告示第196号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成172年7月1日内閣府告示第197号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成173年7月1日内閣府告示第198号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成174年7月1日内閣府告示第199号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成175年7月1日内閣府告示第200号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成176年7月1日内閣府告示第201号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成177年7月1日内閣府告示第202号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成178年7月1日内閣府告示第203号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成179年7月1日内閣府告示第204号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成180年7月1日内閣府告示第205号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成181年7月1日内閣府告示第206号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成182年7月1日内閣府告示第207号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成183年7月1日内閣府告示第208号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成184年7月1日内閣府告示第209号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成185年7月1日内閣府告示第210号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成186年7月1日内閣府告示第211号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成187年7月1日内閣府告示第212号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成188年7月1日内閣府告示第213号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成189年7月1日内閣府告示第214号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成190年7月1日内閣府告示第215号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成191年7月1日内閣府告示第216号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成192年7月1日内閣府告示第217号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成193年7月1日内閣府告示第218号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成194年7月1日内閣府告示第219号)による ・認可外保育施設に対する費用の額の算定に係る基準等(平成195年7月1日内閣府告示第220号)による ・認可外					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年)における記載内容	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) ①保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の留意点については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づいて必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等に講じた改善等の取組を実施する。 注:配置基準等に講じた改善等の取組を実施する。 6【内閣府(18)】厚生労働省(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令153条)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等について)は、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づいて必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 注:配置基準等に講じた改善等の取組を実施する。 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例を適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平23厚生労働省令121))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の示地示地標準を在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本条例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の一部の施行における厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。	—	—	【厚生労働省】「平成29年の地方から提案等に関する対応針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成30年1月19日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	—	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(18)】厚生労働省(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令153条)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等について)は、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づいて必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 注:配置基準等に講じた改善等の取組を実施する。 6【内閣府(18)】厚生労働省(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(保育の受け皿整備のための改革の推進を図るための関係法律の一部の施行における厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。	—	—	—	—	—
6【内閣府(9)】厚生労働省(16)【国土交通省(5)】 建築基準法(昭25法201) 居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の導入とし、平成29年度中に告示を改正する。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (30)保育士修学資金貸付等制度実施要綱 保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平28厚生労働省次官)のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に行つ。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xiii)子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【厚生労働省】 (i)児童福祉法(昭22法164) (1)子育て短期支援事業(6条の3第3項)については、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能とした。	子育て短期支援事業について、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能とした。	—	—	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【個人情報保護委員会(1)】(総務省(5))【国土交通省(2)】 郵便輸送情報の取扱いに関する方針(昭22年6月65)、個人情報の取扱いに関する法律(平15年6月7)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26年12月7) 市町村が空家等の取扱いを推進する特別措置法における空家等の所有者等の把握に関する必要な情報として郵便の輸送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の収集への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。	市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が空家等対策の推進に関する特別措置法(10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に関する必要な情報として郵便の輸送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の収集への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。	【国土交通省】空家対策等における「郵便輸送情報の取扱い」について情報提供(平成29年地方分権改革提案事項) (令和2年3月3日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課(平成29年地方分権改革提案事項)) 【国土交通省】空家対策等における「郵便輸送情報の取扱い」について情報提供(平成29年地方分権改革提案事項) (令和2年3月3日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課(平成29年地方分権改革提案事項)) 市町村への情報が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において明確化された旨情報提供した。	https://www.ao.go.jp/bunkenshinsuushin/teienbosyu/2017/h29fu_tsuchi.htm#h29_265	国土交通省住宅局住宅総合整備課 総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)児童養護施設における看護師加算の要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、児童福祉法等の一部を改正する法律(平28法63)や、平成29年8月2日に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等も踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【総務省】(16)【国土交通省】(2)【国土交通省】(24) 空家等に対する対策に関する特別措置法(平26法127) (1)空家等の管理については、所有者等間の協議等を促すと共に空家等の自発的な適正管理を促進するため事例、所有者等間の同様の下代表を指定することで空家等の適正管理を行っている事例、空家等の保全行為について地方公共団体が権利を有する所有者等に助言等を行っている事例など、空家等の円滑な適正管理に資するための方針事例について、全国空き家対策推進協議会等の場を活用しつつ収集し、地方公共団体に平成30年中に情報提供する。また、地方公共団体における空家等対策に資するよう、これら収集事例に加え、法に基づく措置の事例等の知見の蓄積を踏まえて、空家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。 (2)空家等の管理の在り方については、空家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会等における議論を踏まえて検討する。	空家等の円滑な適正管理に資するための方針事例について地方公共団体に対してアンケートを実施。当該アンケート結果をまとめ、平成30年12月21日に国土交通省HPにて公表し、地方公共団体に情報提供を行った。また、令和3年6月30日に「空家等に関する協議を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(基本指針)」の変更を行い、所有者等の管理責任について、特に所有者等の適正な管理に係る意識が希薄となりやすい場合等も含めて所有者等が自主的に対応する責務があることを明記した。	【国土交通省】平成29年地方分権改革に係る地方からの提案を受けた情報提供 【総務省】空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(令和3年総務省、国土交通省告示第一号) ・全文 ・新旧対照表 ・官報(令和3年6月30日)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_273">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_273</a>	総務省自治行政局地域振興室 法務省民事局民事第二課・参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】(8)道路運送法(昭26法183) (1)地域公共交通会議(施行規則9条の2、運賃等の合意(9条4項)等に係る協議を行なう協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)6条、施行規則9条の3第1項の号から5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。)を含む。以下の事項において同じ。)の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある事項と同法上必ずしも合意する必要はないが合意することが望ましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (2)地域公共交通会議等(地域公共交通会議又は運営協議会(施行規則51条の2)をいう。以下同じ。)における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。	—	—	【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国土自旅第212号) 【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国土自旅第212号) 【国土交通省】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成30年12月28日付け国土自旅第212号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_275">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_275</a>	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】(21)【環境省】(3)【浄化槽法】(昭58法43) (1)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」(平12厚生省)は、排水の性状及び特徴性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかな業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理される場合、業種によっては、業種を技術的助言として通知したものであることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み】(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知、平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知) (1)あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理して支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。	(i)浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについて、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に通知した。 (ii)あわせて、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、事業場からの排水が浄化槽において処理しても支障がないことを地方公共団体に通知した。	【国土交通省】し尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐(動力・設備担当)事務連絡) 【環境省】合併処理浄化槽に取り扱い可能な雑排水の取扱いについて(平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知) 【国土交通省】(1)環境省)尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡) 【国土交通省】(2)環境省)尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡) 【環境省】(1)畜産業者に対する尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡) 【環境省】(2)畜産業者に対する尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(平成31年3月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_277">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_277</a>	国土交通省住宅局建築指導課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	
—	—	—	—	—	—
6【環境省】(5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平14法88)等の鳥獣の捕獲等の許可(1条1号)については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平14法88)等の鳥獣の捕獲等の許可(1条1号)」に定められたものとして、地方公共団体、農業協同組合等の法とが許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ることを条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者はこわなを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【環境省】狩猟免許を受けない農林業者に対する鳥獣の捕獲許可の解説について(平成30年1月31日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_278">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_278</a>	—
6【厚生労働省】(1)医療法(昭23法205) (2)無床のべき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係団体からの意見を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を出す。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】(1)医療法(昭23法205) (2)無床のべき地診療所の管理者については、「都道府県知事等の許可」の場合は、医師が不足している地域内等に開設する診療所の管理者と業務が可能であることを明確化する。 【措置済み】(医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号))	—	【厚生労働省】医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_279">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_279</a>	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	半別 管理	分野	被委団体 の属性	地権 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等 (事項名)	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提出申における最終的な 調査結果(細部等)
H29	281	10.運輸・ 交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	旅行業法第2条、第3条	地方自治体等が実施する災害ボランティアについて、旅行業法の適用除外であること。	【現状】 平成28年5月に観光庁が旅行業法遵守についての通知を発出し、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が参加者を募集し、参加代金を受取して災害ボランティアバスを走らせる場合は、旅行業者への登録を受ける必要があるとした。災害ボランティアバスの実施を規制するための措置が生じたため、平成28年6月に国土交通省から改善検討の意旨が示され、旅行業法への特例を設ける予定との報道があったが、その後動きが確認できない。 【支障事例】 本県では阪神・淡路大震災の経験を生かし、社協やNPO等が実費相当の参加費を徴収し、災害ボランティアバスを運行し、被災地へ支援を行っている。 しかし、観光庁から上記の通知を受けたため、ボランティアバスの実施を規制するものとなった。 本県の「ひまごボランティアバス」は、ボランティア募集や参加費の徴収を旅行業者に任せることとしたが、当団体では以前からバスの運行や宿泊先の手配を旅行業者に委託していたため追加の負担はなかった。 しかし、社協等が新たに旅行会社・委託する場合は委託料が発生することから、参加者の費用負担が増え、ボランティアの意欲を削ぐことにつながる可能性。 被災地の復旧復興にとってボランティアの活動は不可欠なのであることから、災害ボランティアの実施に当たり事故発生時の対応や責任者の明確化等が可能な地方自治体及び公益性、公共性が高い社会福祉協議会は、旅行業法の適用除外とすること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	282	10.運輸・ 交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	小型船舶の登録等に関する法律第29条	地方自治体が公用目的で小型船舶の登録等に関する手数料の免除	小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たる、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行った際には手数料が課されるなどから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。	【現状】 放置船による航行被害や高潮流の発生といった問題を引き起こすため、本県では、「プレジャーボートによる公共水域等の利用の適正化に関する要綱」を制定し、対策に取り組んでいる。(平成26年度プレジャーボート全国競輪調査、兵庫県内マリーナ等施設収容能力:6,428艇、放置艇:2,427艇) 放置艇の適正化指揮手等には、小型船舶登録事項証明書等で所有者氏名・住所等を確認する必要があるが、交付を請求する者(国及び一部の独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を(日本小型船舶検査機関:申請をする場合には、機関)に納めなければならぬと定められている。 一部の項目証明(1,100円)・全部項目証明(1,350円) 【支障事例】 小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。 手数料について当団体から手数料を算定されないのは、新たに放棄艇が発見された場合は手数料に時間を使い、対応が遅れることになる。 また、「プレジャーボート」漁業者が漁場でトラブルとなつたため、当該プレジャーボートの所有者を小型船舶登録事項証明書で確認し必要な指導を行おうとしたが、予算が措置されておらず、迅速な対応ができないといった例もある。 なお、不動産へ係る登記事項証明書やダメ使用権登録簿の贈与等の交付については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を不要といつて令政で規定されており、小型船舶についても同様の扱いとしていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	283	02.農業・ 農地	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農地法第5条第1項第7号・農地法施行規則第53条第5号	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要な高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等が水辺地・地方公共地・道路、河川等の土地用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。 しかし、土地開発公社・都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象となる。土地開発公社が農地等の許可の対象となっていない。 なお、不動産へ係る登記事項証明書やダメ使用権登録簿の贈与等については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を不要といつて令政で規定されており、小型船舶についても同様の扱いとしていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	284	05.教育・ 文化	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	文部科学省	A. 権限 移譲	特別支援学校への就学援助金に関する法律第2条、第3条、第5条・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第14条、第15条、第16条、第18条・高等専等校等就学支援事業費補助金(就学のための給付金)交付要綱第2条	特別支援教育就学援助事業等に係る業務の政令市への移譲	政令市における市立学校分の特別支援教育就学援助費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業における就学のために必要な経費の支弁、受給資格の認定、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教員制度の見直しがなされ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学援助事業等は未だ都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置していくべき事務は、政令市に移譲されるべき事務である。政令市における各制度の改定時期で、保護者からの問い合わせに対する回答が異なる。 特別支援教育就学援助費:約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金:約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学給付金:約1,000人 所要時間230時間	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	285	12.その他	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条第1項・地方税法施行規則附則第2条の4、第55号の7 「地方税法の施行に関する取扱いについて」第2章第4の6(6)、(7)	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	【現状】 平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行なうことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けられるようになった。 当該申告特例の求めを行った地方の団体は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。 【支障事例】 同通知書は、申告特例の求めを行った者1人ににつき1枚作成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附額を記載するが、個人番号について厳重な取扱いを要するところに、通知書は多作成しなければならない場合には、作成の手間がかかる、情報管理等の負担が甚大くなっている。なお、通知書の受け手の市町村については、一覧表であっても、作業に大きな変化はない。むしろ一覧表であっても、作業に大きな変化はない。むしろ一覧表で管理に入力したほうが作業はやすくなると思われる。ただし、「名寄せの際に事務が繁雑になる」、「複数の様式が存在すると手続をスマートにならかわないと」の意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによる作り方を可能とされたい。 【参考】洲本市の告白特例実績 平成28年1月1日～12月31日寄附通知 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間:5,051通×1分/1通=約421時間 ※1通の通知作成時間:約5分程度	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>
H29	286	12.その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、関西広域連合	総務省	B. 地方に対する規制緩和	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が済んでおり、規約の変更に係る事務は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、ま・じ・じ・こ創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とま・じ・じ・こ創生本部との間で、広域連合が計画的・定住主導などについて確実化がみられたにかかわらず、申請から総務大臣許可まで1年半以上(3月31日)で西広域連合から申請、5月20日で総務大臣許可の期間を要しました。 年度の提案募集は、総務省より、「計画は、①地方自治法で定められた手続により申請されないで、②地方自治法第29条の3第2項による国との協同行政機関の長との協議が調わないと、③住民の福祉の確保、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適であると認めるか」といふを該当するための回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の設置等を変更する場合は、関係地方公共団体の協議は必要であるが、国としては報告しては認められないおおむねの回答であった。 ②・③については、提案募集の方式や要件等に「関係省庁との協議を行なう上で広域連合が実施することをされたものについては、改めて関係地方公共団体の許可までのまでは必要がなく、届出が充分だと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	287	12.その他	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、関西広域連合	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金の根拠的な見直し	1. 地方創生推進交付金で実施している事業を引き受けた場合に地方創生推進交付金を実施する場合や、地方創生推進交付金で実施して実施する事業の変更申請が行なわれる場合で、事前の継続的な実施を図る等の支援があるため、事前着手が認められる。 2. 評価基準は示されていなかった場合で、どのような点が評価されるか、申請事項の採択、不採択の見通しが立ちにくいくなど、地方主体の取組の実施が困難となる。 3. 評価基準は示されていなかった場合で、どのような点が評価されるか、申請事項の採択、不採択の見通しが立ちにくくなる。 4. 地方創生推進交付金で実施するにあたっては、申請の手続が複雑である。 5. 地方創生推進交付金で実施するにあたっては、申請の手続が複雑である。 6. 地方創生推進交付金で実施するにあたっては、申請の手続が複雑である。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたま・じ・こ創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年度で平成27年度水準に据え置かれているなか、財源によっては貴重な財源となっている。 しかし、対象分野や対象経営の特徴が多く、事前着手が原則認められておらず機動性がないこと、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の見通しが立ちにくいくなど、地方主体の取組の実施が困難となる。 【10事例】 プロジェクトによる人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生推進交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するにあたっては、申請の手續が複雑である。 また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市としても「西日本プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請は未だ未だ実施されておらず、4月当初から事業が実施できない。 【2つの事例】 本県のふるさと交付申請した「兵庫人」を育成する教育の振興や「若者定着・連携プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となつたが、不採択の理由については明記されていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	
H29	288	09.土木・ 建築	都道府県	兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、東京都	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	・測量法第21条第3項、第22条 ・地籍調査作業規定準則第38条	1. 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等の場合は、地籍調査の実施する場合、国有財産、地政課等による地籍調査等の他、都市計画等に必要な地図作成に使用される。 2. 地籍調査完了後、国土測量院による地籍測量のため、設置されたものであり、地籍測量の点名(緯度・経度・標高の基準)による点として使用される国有財産である。 3. 四等三角点が公共団体の設置する点として使用される場合に、市町村への実施する地籍調査を行なう。 4. 地籍調査完了後、市町村による地籍測量等の作業に進むことによって、地籍測量の実施が進む。 5. 地籍調査完了後、国は地籍の実施に必要な地籍測量の実施を図る。 6. 地籍調査完了後、地籍の実施に必要な地籍測量の実施を図る。	【現状】 地籍測量は基準として、公共測量、地籍測量、地盤測量、地盤測量等の他、都市計画等に必要な地図作成に使用される。 しかし、地籍調査の点名は、国土測量院による地籍測量のため、設置されたものであり、地籍測量の点名(緯度・経度・標高の基準)による点として使用される国有財産である。 このため、四等三角点が公共団体の設置する点として使用される場合に、市町村への実施する地籍調査を行なう。 2. 地籍調査完了後、地籍測量等の作業に進むことによって、地籍測量の実施が進む。 また、地籍調査完了後、地籍の実施に必要な地籍測量の実施を図る。 6. 地籍調査完了後、地籍の実施に必要な地籍測量の実施を図る。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyukekka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (14) 旅行業法(昭27法239) 災害ボランティアセンターについては、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能であることを、都道府県に通知する。 【措置済み(平成29年7月28日付け観光庁参事官(産業政策担当)通知)】	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (23) 小型船舶の登録等に関する法律(平13法102) 小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえつつ、円滑な不法係留船対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。	—	不法係留船対策の実施に必要な小型船舶の所有者に関する登録情報を地方公共団体に無償で提供することとした。	【国土交通省】不法係留船対策に使用する小型船舶の所有者に関する登録情報無償で提供する仕組みについて(平成30年12月26日付け国海審第388号) <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshishin/wianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_282">https://www.aoa.go.jp/bunkenshishin/wianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_282</a>	国土交通省海事局検査制度課	—
6【文部科学省】 (10) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【文部科学省】 (7) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 (11) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を2019年度から開始する。	特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成・周知した。 高等学校等就学支援金の支給に係る事務について、個人番号を活用したシステムを導入した。	【文部科学省】特別支援教育就学奨励費Q&A集の周知について(平成30年12月25日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡) <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshishin/wianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_284">https://www.aoa.go.jp/bunkenshishin/wianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_284</a>	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	—
6【総務省】 (9) 地方税法(昭25法226) (1) 都道府県又は市町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)の申告特例通知書の送付(附則7条)については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的送付を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (22) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ) 地方創生及び経済事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (ア) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (イ) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (4) 測量法(昭24法188) 測量の測量点等の測量標については、異状があった場合(21条3項)の円滑な復旧及び地方公共団体による公測量の円滑な実施に資するよう、異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要となる手続、廃棄する場合(23条)の具体的な手続等について、地方公共団体に平成30年中に周知する。	—	—	【国土交通省】平成29年度地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定について <a href="https://www.aoa.go.jp/bunkenshishin/teishinbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_288">https://www.aoa.go.jp/bunkenshishin/teishinbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_288</a>	国土交通省	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:付けられたもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
6【文部科学省】 (9)博物館法(昭和26法律285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法律162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一體的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭和24法律207)、図書館法(昭和25法律118)、博物館法(昭和26法律285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法律162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	【文部科学省】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付)文部科学省総合教育政策局長通知	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_289">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_289</a>	文部科学省総合教育政策局地 域推進課
6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法律65) (i)子ども・子育て支援法(平24法律65) ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者の通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 ・子ども・子育て支援法附則2条1項に基づき、同法の施行後5年を目として行い検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	—	3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、区分が切り替わること(満3歳の誕生日を迎える児童が発生すること)に対象者に対して通知が必要であったものを年度の末日までに通知すれば良いこととする見直しを行った。	【内閣府】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成30年6月7日付)第21号	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_290">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_290</a>	内閣府子ども・子育て本部
6【厚生労働省】 (33)厚生労働省自立支援法(平25法律105) (i)生活困窮者就労準備支援事業(2条4項)の1年間という利用期間の制限については、短期間に集中的に支援を行い、不安定な状態を打破させないという意義がある一方で、長期にわたってきこもりの状態が続いている者など、少しずつステップアップしていく者もいることを考慮した上で、改めてアセスメントを行い、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行上可能であることを含め、その取扱いを明確にする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (34)生活困窮者就労準備支援法(平25法律105) (i)生活困窮者就労準備支援事業(3条4項)の1年間という利用期間の制限については、改めてアセスメントを行った上で、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を再度位置付けることにより、当該事業を再び利用することは実行上可能であることを明確化するため、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改訂し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に2018年内に通知する。 【増設済み】(平成30年10月1日付け厚生労働省社会・接護局長通知)	—	【厚生労働省】生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について(平成30年10月1日付け)社援免1001第1号	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_291">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_291</a>	
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法律120) (i)指定介護サービス事業者の指定の更新(70条の2第1項)、指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(78条の12)において準用する70条の2第1項)、指定居宅介護支援事業者の指定の更新(79条の2第1項)、指定介護老人施設施設の指定の更新(86条の2第1項)、介護老人保健施設の許可の更新(94条の2第1項)、指定介護サービス事業者の指定の更新(115条の11)において準用する70条の2第1項)、指定介護老人保健施設の許可の更新(115条の21)において準用する70条の2第1項)、指定介護予防支援事業者の指定の更新(115条の31)において準用する70条の2第1項)及び地域支援事業の第1号事業(第1号介護予防支援事業)にあっては、居宅要支援被保険者によるものに限る。の指定の更新(115条の6第1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	(28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法律123) (i)指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援医療機関の指定の更新(60条1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	—	—	—	
6【農林水産省】 (7)特定地賃貸に関する農地法等の特例に関する法律(平元法50)及び府民農園整備促進法(平2法律44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき団体が申請を行う場合、団体名において、その代表者がその団体を代表して市民農園の開設の申請を行うことができること及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届け出を行うこととして行政上の手続を了さりこまを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	—	—	【農林水産省】法人格なき団体による市民農園の開設の手続等について(平成30年3月27日付け)29農振第2590号	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_294">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_294</a>	
6【内閣府(3)】文部科学省(5)【厚生労働省(5)】 児童福祉法(平22法律164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法律77)及び子ども・子育て支援法(平24法律65) 地域支援型介護事業(子ども・子育て支援法第9条第9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一時に市町村に当該事業の委託の継続を強く求めたが、市町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できらう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することをめ、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	—	—	—	—	
6【総務省】 (15)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法律27) (vi)氏名・住所等の記載事項変更後に、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付を可能とする方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、手続き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であって、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体情報システム機関から住所地市町村(特別区を含む。)へ情報提供を行うこと等により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方法の改善に努める。	—	—	—	—	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (1)生活保護法(昭25法144) (5)費用収支の収支(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの収取については、保護の実施機関が生活状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断する場合には、「生活保護費の費用返還及び費用収取決定の取扱いについて」(平24厚生労働省)に記載されている保護金品と調整する金額の上限に捉われない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。	—	—	【厚生労働省】「生活保護費の費用返還及び費用収取決定の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成30年9月28日付け社労保第0928第2号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_298">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_298</a>	
6【内閣府】 (1)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断により、条例で3%未満に設定することを可能とした。	【内閣府】(都道府県知事案)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣行政統括官(防災担当)) 【内閣府】(都道府県知事案)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について(平成30年6月27日付け府政防第847号内閣行政統括官(防災担当)通知) 【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号内閣行政統括官(防災担当)通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_299">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_299</a>	内閣府政策統括官(防災担当)付 事務官(被災者行政担当)
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (5)一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則(昭23厚生省令1)36条の285)については、1日の子どもの受け入れ数がおおむね3名以下である、当該事業を保育所等と一緒に運営されており、当該保育所等の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	【厚生労働省】児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月26日厚生労働省令第41号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_300">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_300</a>	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (5)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に对象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (5)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格修習の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参照化し、国の基準を十分参考した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_303">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_303</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害児及び障害者の相談支援について、相談支援の体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24 法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参照すべき基準」にする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 102 号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_305">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_305</a>	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (5)厚生労働省(35) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行方に当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の喪失の際に提出した立証資料の提供を求める場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平15法58)8条2項3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年内に通知する。	—	—	【法務省】【厚生労働省】外国人からの生活保護の申請に関する地方入国管理局への情報照会の取扱いについて(平成29年12月28日事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_306">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2017/h29fu_tsuchi.html#h29_306</a>	

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案 団体 の属性	関係府省	提案 内容 (概要)	規制 法等	規制 法等	提案事項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案事例における最終的な 選択結果(結果等)	
											規制 法等	規制 法等
H29	307	03.医療・福祉	その他 北摂地域久慈 達支援センター 事務組合わかあ ゆ園	厚生労働省	B. 地方 に対する 支援の ための 規制緩 和	児童発達支援に基づく指定通所 支援の事業の人員、設備及 び運営に関する基準第56条、医療法施行 規則第21条の2	医療型児童発達支援事業における医師の配置要 件の明確化	現在医療型でも医師不足は否定できない状況の中、当該施設は北摂園域に所在し、88歳になる医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。医療型や近隣の病院等へ非常勤医も含めた医師を 依頼する、見つからず、当該常勤医が欠けた後、現在のよな勤務体制を確保することは極めて困難な見通しであり、近い将来問題もしくは福祉型への変更を介縁なくされるに至っている。そうならば当園に通 る児童や保護者への影響は免れず、成長期の子供の療育が出来なくなる。また、福祉型へ移行すればドクターの指導の下の療育は行えないこと、外見児を受け入れや訓練が出来なくなるとともに近隣に外 来を受け入れてくれる場所がない。 また、医療型の継続が不可能なれば、近隣での同様の施設はなく、放課後等デイサービスへの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣においては受け入れを困難としている。 その上、医療型から福祉型への変更をした場合、保育、療育、診察、検査、介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようすればか所からか所以上を保護者が児童を連れて走り回 ることになり負担ははるかに不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。 従って、北摂園地域における障害児医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても、医療型児童発達支援事業 が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いした。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>			
H29	308	03.医療・ 福祉	その他 北摂地域こども発 達支援センター 事務組合わかあ ゆ園	厚生労働省	B. 地方 に対する 支援の ための 規制緩 和	健康保険法第76条、高齢者の 医療の確保に関する法律第71 条、厚生労働省告示第63号	障害児リハビリテーション科の施設基準における医師の 常勤要件の緩和	該当施設は、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療に用いられる医療(診察、リハビリ ーション)サービスへの対応等に必要な知識技能の付与等の基準に該当する。 該当施設は、施設設立の障害児リハビリテーション科の高齢化(現年88歳)と地域の高齢化による施設運営者不足により、施設の維持が困難な状況である。 従って、北摂園地域における障害児の医療的支援体制(外苑)リハビリテーションに係る)は施設の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、障害児(者)リハビリテーションの施設基準 について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>			
H29	309	03.医療・ 福祉	一般市 日田市、大分 市、別府市、中 津市、佐伯市、 臼杵市、津久見 市、竹田市、 豪農高田市、 杵築市、宇佐 市、豊後高田市、 由布市、国東市、 姫島村、日出 町、九重町、玖 珠町	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	健康保険法第61条、 国民健康保険法第67条 船員保険法第51条 国家公務員共済組合法第48条 地方公務員共済組合法第51条 高齢者の医療の確保に関する 法律第62条 平成26年12月5日付厚労省通 知(保医初1205大1号)	保険者間調整の義務化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、平成27年より保険者間において直接処理できる措 置が講じられたが、いまだ多くの保険者が調整ができないため、これを義務付け、そして被保険者からの書 類の提出を待たずに調整ができるように、関係法令の 改正と、平成26年12月5日付厚労省通知を発出すること。 (※保険者間調整の義務付けとは、該当保険者と他 の保険者との間で、被保険者の被保険者付けるもので はなく、過誤調整の相手が保険者となる場合があつた場 合において、当該要望に応えることを義務付けること である)	<b>支障事例</b> 健康保険加入(脱退)の届出の遅れにより、旧保険で医療機関で受診した際の保険者負担医療費の調整について、国民健康保険以外の保険(協会けんぽや共済など)では、資格取得から保険証交付までにかか る日数を要する。新しい保険証が届くまでの間、市民は国民健康保険証を使って受診することができるが、後日国保連合会に経由した医療機関から請求により無資格での受診が判明する。 この場合、保険者から医療機関に対して、レセプトの差し替え(返却)を依頼して、医療機関から新保険者に提出していただいているが、全てには対処できていない。 そのため、被保険者からの同意を得て保険者間調整を行うこととなるが、この場合も調整に応じない保険者があり、被保険者に保険者負担全額を一旦負担してもらわなければならぬ、請求手続きも煩雑な上、時 間を要する。さらに、遅れて資格の異動があった場合には、被保険者は多額の費用を準備する必要も生じる。また、被保険者からの同意書の提出がない場合は手続きを進めることができない。			
H29	310	01.土地利 用(農地除 く)	一般市 中津川市	内閣官房、 総務省、法 務省、農林 水産省、国 土交通省	B. 地方 に対する 規制緩 和	所有者の所在の把觸が難い 土地に関する探索・利活用の ためのガイドライン	所有者を特定するところが 困難な土地について、 公共事業に係る用地取 得の手続との緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記が なされていないなど、所有者を特定することが困難な土 地については、地方公共団体が所有者不明のままで土 地利用権を設定し、必要な施設整備を行ふことができる 組みを構築するなど、必要な手続の簡素化を求める。	道路整備事業による土地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の 着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れることに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把觸が難い土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかつた場合の解決方法とし て、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを検討しているところであるが、実施としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算線越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を 勘案した用地買得までの時間的制約といった事情がある。現行制度の活用では解決が難い事案も存在している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>		
H29	311	05.教育・ 文化	一般市 塩尻市	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第13条、25条、 行政不服審査法第4条	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分につ いて、行政不服審査法の審査手続を明確に する。	<b>【勘定】</b> 行政不服審査法(改定解説)では、審査請求の審査手続となる上級行政手続は「指揮監督権を有する行政手続」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の 第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に……」の部分が削除され、改正後の第13条の「教育長は教育委員会の代表となつた。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求につ いて、指揮監督権が残っているかのように解釈できる。 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の教示が困難になるなど業務に支障があり、 処分を受けたまでは市民も審査手続が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。 また、教育長が審査手続となる場合、教育委員会が審査手続となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。 <b>【全国の状況】</b> 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査手続を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されてい ない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/teianbosyu_kekka.html</a>			

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)医療型児童発達支援(6条の2の2第3項)の医師の配置については、以下のとおりとする。 ・医師等の員数を算出する際の常勤換算の方法等の具体的基準を明示し、必ずしも常勤医が確保できなくとも医療型児童発達支援の運営が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・医師の配置要件の緩和について、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医療の質の確保や診療所における管理者の常勤要件等との整合性等を考慮しつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (i)障害児(者)ハビリテーション科の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児(者)に対する適切なハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準の内容について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—	—	—	—	—	—
6【内閣官房(2)】【総務省(17)】【法務省(5)】【農林水産省(16)】 【国土交通省(25)】 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るために、公共事業のために収用する場合の手続を合理化するとともに、一定の公衆性を持つ公共的事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。					
6【文部科学省】 (12)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った处分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【文部科学省】 (8)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) (i)教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った处分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。 【措置済み(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)] (ii)教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った处分に係る審査請求の手続に関する地方公共団体からの相談については、適切に対応するとともに、地方公共団体から当該審査請求に係る具体的な支障事例が示された場合には、改めて必要な検討を行へ、必要があると認めらときは所要の措置を講ずる。	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った处分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。 【文部科学省】教育委員会から教育長に委任された事務に関する处分に係る不正申立ての審査について(平成30年3月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡) <a href="https://www.mext.go.jp/bunkensaisaku/teisanbousyu/2017/h29ru_tsuchi.html#h29_311">https://www.mext.go.jp/bunkensaisaku/teisanbousyu/2017/h29ru_tsuchi.html#h29_311</a>			文部科学省初等中等教育企画課